

第2章 フランスにおける外国人労働者受入れ制度と社会統合

I フランスにおける外国人労働者受入れ政策・制度と現状

1. 外国人受入れ制度の変遷

既に19世紀後半から出生率が低下し始め、第一次世界大戦以降、人口が著しく減少したフランスは、移民受入れについて長い歴史と経験をもつ。特に第二次世界大戦後の「栄光の30年」と呼ばれた経済成長期（1945年～75年）には、安価な労働力が必要とされ、スペインやポルトガル、マグレブ（特にアルジェリア）から大量の移民を受入れていた。彼らの多くは炭坑や自動車工場の労働者として働き、戦後のフランス経済の復興と成長を支えてきた。

1945年には、外国人労働者の斡旋と受入れ確保の任務を担うONI：L'Office National d'Immigration¹が創設された。また、同年11月の大統領令により、フランスに居住する外国人には滞在資格（Titles de sejour）の取得が、就労する外国人には労働許可（Titles de travail）の取得が義務付けられた。外国人労働者の家族の滞在も許可され、フランスにおける移民の割合は大幅に増加した²。

しかし、オイルショック後の1974年、当時のジスカール・デスタン政権は突然、国境の閉鎖と、就労を目的とする移民の受入れ停止を決定する。その背景には、オイルショックによる経済不況だけでなく、新たに生まれた社会・経済・政治的問題——①低賃金で過酷な労働条件の職種が外国人労働者の職場として固定化②劣悪な環境の住宅や居住地域の形成③自らの権利に目覚めた外国人労働者たちによるストライキなどの労働争議の発生等——が存在するとされる。また、新規の外国人労働者の受入れを停止した一方で、家族の合流は認めていたため、定住化した移民が家族を呼び寄せることが一般的となった。

こうしてフランス政府は、それまでの「労働力導入」から、「移民流入の抑制」と「正規滞在移民のフランス社会への統合」を柱とした移民政策をすすめていくことになる。それは主に、移民法と国籍法の改正によって行われ、そしてその内容は常に政権によって左右されてきた。

1981年、ミッテラン大統領が勝利し左翼政権が誕生すると、移民の入国を法律で取り締まる一方で、すでに入国している移民について一層の権利の確立が保障された。しかしその後、議会で右派が過半数を占めると、外国人の権利を縮小する法案が可決される。1993年の改定移民法（通称パスクワ法）、国籍法修正案（メニユリー法）により、フランスへの入国も、滞在した場合の保護も大幅に制限された。この法律のもと、フランスで生まれた外国人の子

1 1997年には、OMI：Office des Migrations Internationalesに改組、さらに2005年1月には、非営利組織SSAE（移民のための社会的援助サービス）との統合により、ANAEM：Agence Nationale de l'Accueil des Etrangers et des Migrationsに改組された。なお、ANAEMの活動内容等については、本章の「Ⅲ社会統合に向けた諸施策」を参照されたい。

2 1946年のフランスにおける外国人の割合は人口の5%であったが、1975年の国勢調査では、7.4%に達した。以後、この割合は、1974年からの外国人労働者受入れ停止の影響もあり、安定している。

供は、16歳から21歳の間に、「自らの意志で」フランス国籍を申請することが義務づけられ、「本人の意志によってフランス人となることを選択した者にしか国籍を認めない」という方針が強化された。また、1997年の移民法（ドゥブレ法）は、移民の滞在許可証の更新を認めないという更に厳しい内容となった。

左翼政権復活後の1998年に改定された移民法（シュヴェーヌマン法）は、滞在期間や就労実績、子供のフランスでの教育期間等の条件つきで、正式な滞在許可を持たない外国人（サン・パピエ）を合法化するものであったが、以後条件が追加され制限の厳しいものとなっている。国籍法に関しては、ギグー法（1998年9月1日施行）により、「外国人を親としてフランスで生まれた子供は、成人すると意志表示をしなくてもフランス国籍を有する」とした。以来、フランスで生まれた外国人の子供は、18歳になれば「自動的に」フランス人になることになった。しかし、メニユリー法同様、志願者は5年間フランスに滞在していることを証明できなければならないという条件付きである。

2003年11月26日には、不法労働の取締り強化に重きをおいた外国人滞在規制法（通称：サルコジ法）が公布された。その背景には、①依然として厳しい雇用情勢②増加する不法入国者③不法滞在者と知りながら雇用する組織的な動き——等の問題が存在する。

このようにフランス政府は、「移民流入の抑制」と「正規滞在移民のフランス社会への統合」を柱とした移民政策をすすめてきた。特に、アフリカ大陸出身者やイスラム教徒など異なる文化・風習・宗教を持つ移民をフランス社会に同化させるために政府が取ってきた政策には、ライシテ（Laicite＝非宗教政策、政教分離策）という概念が根底にある。例えば国や地方自治体は、宗教施設の建設などへの補助金の支出が禁じられている。寄付金不足からモスクの建設ができないフランスのイスラム教徒たちの中には、不満の声があがっていた。さらに、2004年の秋からはイスラム教徒の女子学生が学校でスカーフを被ることを禁止するなど³、同化を超えて「フランスの価値観の押し付け」と感じられる政策のあり方への批判も強まっていた。

こうしたなか、2005年10月末には、アフリカ系移民の少年2人が、警察の追跡から逃げる途中に感電死するという事件がパリ郊外で起こった。この事件をきっかけに、移民の若者による暴動が一気に拡大し、非常事態宣言が出されるほど、フランスは一時混乱に陥った。暴動が激しかった地域は、人種差別や貧困等の深刻な問題を抱える移民の居住地であり、フランス社会の抱える「移民問題」が決して容易に解決できるものではないという印象を、国内外に与えることとなった。これを受けて政府は、国籍審査を厳格化する方針を発表するなど、移民に対する規制がさらに強化される動きが出ている。

3 2004年9月2日、全国の公立学校でイスラム教徒の女子生徒のスカーフ着用を禁じた新法を施行された。同法は、宗教的な衣装や標章を公立学校で着用することを禁じたもので、スカーフのほかユダヤ教徒の帽子やキリスト教徒の大きな十字架なども対象としているが、法律制定の発端がスカーフ問題であっただけに、同法は主としてイスラム教徒を対象としているとされ、イスラム教徒の強い抗議の中での施行となった。

2. 出入国管理制度

(1) 基本方針

外国人の出入国に関しては、「外国人労働者並びにフランスに居住する外国人に関する法令 (*Ordonnance relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France*)」(1945年11月2日付のオルドナンス45-2658号)が根拠となっている。同法令は、発令以後、頻繁に改正され現在に至る。最近では、2003年に、主に滞在の権利の取得条件について改正された。

なお、フランスに在住するすべての外国人は、その滞在資格にかかわらず、地方及び国の行政機関に通知せず、自由にフランス領土を離れることができる(労働法典L. 322-1条)。推計対象となる出国は、領土追放措置による強制帰国に関しては内務省、援助付きの帰国に関しては移民局(OMI、現ANAEM)、死亡に関してはINSEE(国立統計経済研究所)の行政手続きの対象となる出国のみである。

2005年12月現在、欧州連合(EU)の15カ国⁴、キプロス、マルタ、スイス、欧州経済圏(EEA)諸国の国民以外で、フランスに入国又は滞在することを認可されている外国人は以下の通りである。

ア. 就労を目的とする入国者

これらの者は、継続的、季節的又は一時的に働くために入国できる。そのために就労許可を受ける必要がある。しかし、就労を目的とする移民の受入れを停止した1975年以降、恒久的な就労の権利に対して付与された認可の数は非常に少ない。

イ. 家族呼び寄せ

全ての外国人は、1年以上フランスに常住し、家族を受入れる諸条件が整い次第、その配偶者及び18歳未満(又は場合により21歳未満)の子供を呼び寄せる権利を有する。この権利の行使には、資力及び住居に関する条件を満たす必要がある。

なお、フランス人が外国人の家族をフランスに呼び寄せる場合には、上記の家族の呼び寄せの手続きには服さない。ただし、滞在を許可されるためには、その家族(外国人の配偶者又は扶養されている21歳未満の子供又は扶養されている直系尊属)が正規の入国を正当化する必要がある。

4 2004年5月1日の拡大による新規加盟国(10カ国)の国民については、自営業者や研究者などは、就業の自由が認められているのに対して、賃金労働者としての就労を希望する者は、原則的に、EU域外出身者と同じ規定を適用され、フランスでの労働が制限される。ただし、2006年には、この就業制限に関する見直しが行われ、賃金労働者の就労についても部分的に解禁される可能性がある。

ウ．庇護又は難民の地位の申請

1951年のジュネーブ協定の意味における庇護の申請者とは、フランス難民・無国籍者保護局（OFPRA：l'Office Français de Protection des Réfugiés ou Apatrides）において、難民としての地位を申請した者である。フランスに受入れられるために必要な条件を満たす場合には、暫定的な滞在の権利を付与される。また、同権利は、OFPRAが定める限り更新可能である。難民としての資格が認定された場合には、申請者は10年間有効の住民カードを法的に受領する。認定されない場合には、申請者は国外退去措置の対象になる。

難民としての地位を認められる条件を満たさないが、出身国において脅威の下に置かれる者は、2003年12月10日付けの法律が定める「副次的な保護（以前の領域的な庇護）」を受けることができる。

（2）移民入国のフロー

フランスの移民フローに該当するのは、ある程度の継続的な滞在を目的として入国してくる人たちである。滞在が継続的、あるいは一時的であるかは、主に成人外国人に初めて付与される滞在許可の有効期間で決定される。継続的移民とされるのは、最初に一年もしくはそれ以上有効な滞在許可を与えられた外国人である⁵。

入国フローは、三つの統計的ソースによって計測される。移民局（OMI、現ANAEM）は、欧州経済圏（EEA）の出身者以外の外国人をカウントする。これらの外国人は必ず健康診断を受ける。フランス難民・無国籍者保護局（OFPRA）では亡命の申請とそれへの返答を記録する。内務省では亡命者と外国人患者の入国を記録する。

2003年度における継続的滞在移民の人数は135,400人で（ここに欧州経済圏の出身者は含まれていない）、2002年度より10%増加している。2003年度では、フランスに継続的に滞在することを許可された外国人の大部分はアフリカ大陸の出身者（67%）で、特にアルジェリア人とモロッコ人が多い。それ以外の国の出身者は、主にアジア人（16%）、欧州共同体意外のヨーロッパ人（10%）、そしてアメリカ人（8%）が挙げられる。

2003年度において、移民フローの大部分は、家族の呼び寄せを動機としており、入国の79%を占める。欧州経済圏以外の国から入国した家族たちは、家族呼び寄せ制度以外の理由での滞在は認められていない。「プライベート及び家族生活」は、1998年に創設された滞在制度である。同制度により、狭義での入国フローが増え続けており、「プライベート及び家族生活」を理由とした滞在許可数は、2000年から2003年にかけて倍増した。同時に、これに

5 原則、フランスに初めて入国する場合に与えられるのは、1年間有効の「臨時滞在許可証」であるが、難民などは資格が認定された場合、初めから10年間有効の滞在許可を付与される。また、学生として入国してきた外国人の場合、「学生」という種類の臨時滞在許可証が与えられる。これは他の臨時滞在許可証と同様に1年間有効であるが、フローに関する統計においては、「一時的滞在」として扱う。また、「入国」とは国土の外部からの入国を指すが、同時にフランス国土にすでに滞在しているながら身分を正規化した外国人もそこにカウントされる。入国はつまり、最初の統計的登録に該当する。

より身分を正規化する者も増加した。

移民で継続的労働者に該当するのは5%のみである。第三国（つまり欧州経済圏以外の国）出身の継続的労働者の入国は1998年から2001年の間に増加しているが、この間にエンジニアあるいは情報処理の専門管理職の雇用を簡易化することを目的とした特殊措置が導入されたことがその理由とされる⁶。

一時的滞在の中でもいくつかは同年中に、継続的滞在に移行することがある。例えば、亡命を申請している者が難民として認められた場合がそうである。また、一人の人が異なる手続きのもとで二回カウントされることもある。例えば学生で一時的労働が許可された場合はこのケースに該当する。従って、一時的滞在のそれぞれの入国フローは積み重ねてカウントすることはできない。これらの入国フローの中で、2003年度で最も多いのは亡命の申請者（52,200人）と学生（52,100人）である。入国の理由が何であれ、一時的滞在の入国フローは1999年から2003年にかけて順調に伸びている。特に学生については、積極的な受入れ政策をとってきたこともあり、2003年度は1999年度より倍増した。

第2-1-1表 継続的滞在のフロー（2003年）

単位:人

国籍	雇用	家族の呼び寄せ	フランス人の家族*	プライベート・家族生活	難民	訪問滞在者	その他**	全体
ヨーロッパ(EEAを除く)および旧ソ連	1,144	1,032	624	4,499	3,097	906	485	11,787
アフリカ	2,097	19,014	13,122	43,938	4,314	3,259	4,318	90,062
アルジェリア	397	5,367	4,105	15,884	226	1,441	1,134	28,554
モロッコ	707	7,775	2,366	10,789	0	448	254	22,339
チュニジア	194	3,068	2,610	2,265	16	163	109	9,425
マダガスカルを除くアフリカ	799	2,804	3,041	15,000	4,072	1,207	2,507	26,923
アジア	2,013	4,772	1,517	8,779	1,960	1,949	1,202	22,192
トルコ	339	2,768	372	3,882	857	112	283	8,613
ベトナム	84	58	80	582	16	46	43	909
中国	222	339	149	1,132	39	381	149	2,411
日本	386	450	81	192	0	250	46	1,405
レバノン	364	157	64	246	5	156	12	1,004
アメリカ、オセアニア	1,244	1,948	961	4,927	366	1,496	316	11,258
その他(その他、無国籍者)	2	2	4	28	53	6	1	96
合計	6,500	26,768	16,228	62,171	9,790	7,616	6,322	135,395
2002年のデータ	7,469	27,267	21,020	43,681	8,495	9,985	5,560	123,477
2001年のデータ	8,811	23,081	18,765	34,682	7,323	8,968	5,026	106,656
2000年のデータ	5,990	21,404	15,992	31,140	5,185	8,424	3,596	97,083

*フランス人の配偶者、子供、尊属、フランス人である子供の親

** 労災年金受給権者、領土的庇護対象者、疾病の外国人、賃金労働者ではない就業者、難民・無国籍者の家族

範囲: 欧州経済圏(EEE)からの入国者以外

出典: OMI, OFPRA および内務省

INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005" p71

6 同措置が廃止されたことにより、2003年度の欧州経済圏外出身の継続的労働者の入国は、2001年度に比べ26%の減少となった。

第2-1-2表 一時的滞在の入国フロー

単位:人

手続きの種類	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
一時的労働許可	5,791	7,502	9,628	9,822	10,138
季節労働者	7,612	7,929	10,794	13,543	14,566
学 生	25,066	36,140	39,983	55,498	52,062
研修生	709	875	915	993	1,008
庇護申請者	30,907	38,747	47,291	51,087	52,204

範囲: 欧州経済圏(EEE)からの入国者以外

出典: OMI, OFPRA および内務省

INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005" p71

(3) 滞在許可制度

現行の移民関連諸法のもとでは、3ヵ月以上フランスに滞在する予定の外国人は、外交官など少数の例外を除いて全員、滞在許可証を申請しなければならない。フランスの居住関連諸法の基本は、1945年の「外国人労働者並びにフランスに居住する外国人に関する法」において確立されている。

滞在(居住)許可制度については、1984年に同法を改正し、それまで3種類(Carete de residence temporaire, Carte de residence ordinaire, Carete de residence privilege)あった資格を2種類に整理すると同時に、滞在(居住)許可と労働許可の手続きを一本化するという変更がなされた⁷。現在、フランスの滞在資格は、「臨時滞在許可(Catre de séjour temporaire)」と「正規滞在許可証(Carete de Resident)」の2種類である。なお、最初の入国で発行されるのは、原則「臨時滞在許可証」である。

臨時滞在許可証は、給与所得者、訪問滞在者、学生等の身分に分けられている(表2-1-3)。申請手続きは、居住地の県庁または警察署にて行われる。労働許可証と滞在許可証が一本化された1984年以降、「給与所得者」としての滞在許可証が「労働許可証」を意味する。同許可を得るには、まずフランスでの仕事を確保し、雇用主と労働契約を交わし、さらにその契約をANAEM(IGHOMI)が許可しなければならない。また、学生の滞在許可にも条件つきで「一時的労働許可」が認められる。なお、訪問滞在者や学生として臨時滞在許可を受けてから、フランス国内で就職し、「給与所得者」へ身分を変更することは可能である。

臨時滞在許可の期限は、あくまで1年を限度とするが、初回の滞在許可条件を遵守していれば更新が可能である。また、労働許可証を取得し、更新によって5年間を経ると、正規滞在許可証を申請することができる。同許可証は、「10年カード」と呼ばれ、実質的な永住権といえる。これを取得すれば、滞在・労働・商業の自由な活動が許可される。10年毎に更新

⁷ それまでは、就労を目的として滞在する外国人は、「滞在(居住)許可」とは別に、県労働局から「労働許可」を取得しなければならなかった。この法改正により、「臨時滞在許可証」のうえに、「被雇用者」のスタンプが押印されれば、労働許可の取得申請をする必要がなくなった。

が必要であるが、問題がなければ自動的に更新される。なお、①フランス人の配偶者で婚姻実績が1年以上あり現在も婚姻関係にある人②フランス国籍を有する子供の親で、フランスに居住する人③正規滞在許可証所持者の配偶者④15年以上、または合法的に10年以上（10年間の学生としての滞在は除く）のフランス滞在を証明できる外国人——も申請対象者とされる。

このようにフランスの滞在許可制度は、労働許可制度と一本化されており、それぞれを切り離して考えることは困難である。滞在許可については次項（「3.外国人労働者受入れ制度」）で、労働と居住に対する複合的許可制度として更に詳しくみていくこととする。

第2-1-3表 「臨時滞在許可」の種類

給与所得者	フランス国内に拠点を有する企業や個人との間で、雇用契約を結び、その労働に対して給与が支払われる場合には、「通常労働許可」が取得でき、臨時滞在許可証に「給与所得者」の資格が記載される。
自由職業者・フリーランス	通訳・翻訳家、ファッションデザイナー、カメラマンなど。フランス語能力あること、フランスの職業専門学校を卒業していること、安定収入を得るだけの能力を証明できること等が条件。給与所得者は対象外。
訪問滞在外	生活の財源が自国に安定してあり、その送金で生活できることが条件。フランス国内でのいかなる就労活動にも従事できない。語学学校などで学ぶことは自由だが、明確な滞在理由を要求されることもある。
学 生	フランスに留学する学生に与えられる資格。留学生在が労働を行う場合は、管轄の県雇用職業訓練局に申請し、「一時的労働許可」を取得しなければならない。ただし、月当たり84.5時間、週19.5時間、年885時間の労働時間制限付き。
学術研究滞在外	科学者又は、大学レベルの教育者に付与される資格。大学や研究機関等の「受入れ証明」が必須。
芸術・文化活動滞在外	企業又は施設との3ヵ月以上の契約に基づき、芸術・文化活動を行う外国人に付与される資格。
その他	「商業・農業・手工業」「プライベート・家族生活」及び「退職者」についても、臨時滞在許可証に、それらのタイトルが付与される。なお、滞在期間が短い外国人の滞在・就労については、就労分野により特例的な扱いが定められている。

(4) 国籍

国籍に関する諸規定は、民法によって定められている。1998年5月11日付けの法律による改正後、2003年11月26日付けの法律によりフランスの民法は再び改正された。現在、フランス国籍の付与及び取得に関する規定の主な内容は以下の通りである。

ア. 出生に対するフランス国籍の付与

フランス国籍は、以下の2つの場合の出生に対して付与される

(ア) 親子関係による場合（血統主義）

両親あるいはどちらか一方がフランス国籍者である場合、出生地がフランス国内外に関わらず、また嫡出、非嫡出を問わず、生まれた子供は出生時からフランス人である（民法第18条）。ただし、両親のうちどちらか一方が外国籍かつフランス国外で生まれた子供は、フランス国籍を放棄することができる。この場合、外国籍の方の親の国籍を既に取得していることが条件となり、成人（18歳）の誕生日の6ヵ月前から19歳の誕生日までの間に手続きを行う。しかし、国籍を放棄する前に外国籍だった親がフランス国籍を取得した場合は、その子供は国籍を放棄することはできない。

(イ) 出生地を理由とする場合（二重出生地主義）：

フランス国内で生まれた子供は、少なくとも両親のどちらか一方がフランス生まれの場合、両親の現国籍に関わらず、また、嫡出、非嫡出を問わず、出生時からフランス人である（民法第19-3条）。この「フランス国内」には、独立前のアルジェリアと植民地も含まれている。

イ. 出生後のフランス国籍の取得

両親ともに外国籍の場合、フランス国内で生まれた子供であっても、出生と同時にフランス国籍を付与されることはない。通常は親子関係に基づき、両親と同じ国籍となり、以後、各家庭の事情や国籍法の定めによって、フランス国籍を取得する。フランス国籍の取得方法は、以下の3つに分類される。

(ア) フランスにおける出生及び居住による場合

1998年9月1日付けの法律により、フランスにおいて出生した外国人の若者は、成人（18歳）に達すると自動的にフランス人になるものとされた。ただし、1980年9月1日以降生まれで、成人時にフランス在住であり、11歳から5年間継続的又は断続的にフランスに居住した場合に限る。

また、子供の出生後に両親あるいはどちらか一方がフランス国籍を取得すれば、未成

年で未婚の子供は、自動的にフランス国籍となる。この場合、フランスに定住していることが条件となる。両親が既に離婚し、フランスと外国で別れて生活している場合、フランスに定住していなくても両国を行き来している事実が認められれば、フランス国籍を付与されるケースもある。

(イ) 申請による場合

フランス人との婚姻は、申請によりフランス国籍を取得する権利を付与される条件の1つである（民法第21-2条）。フランス人との婚姻を理由とする申請は、2年間の共同生活の後に共同生活が終了しない場合に申請できる。ただし、婚姻前後に子供が出生した場合には、期間に関する条件は要求されない。2003年11月26日付けの法律以来、外国人の配偶者はフランス語の十分な知識を証明することも必要になった。以下の者も申請によりフランス国籍を請求することができる。

- ①フランス国籍を有する者による普通養子の対象となった子供
- ②申請前の10年間にフランス人の身分を常時保有した者
- ③失効又は外国人との婚姻によりフランス国籍を喪失した後に再取得する者

(ウ) 行政当局による決定（デクレ、帰化、家族呼び寄せ）による場合

フランスに常住する外国人は、①成人であり、フランス滞在の権利を有して5年以上フランスに居住していること②フランス共同体に同化すること（特に言語的な側面に関して）③有罪判決を受けていないこと——を必要条件として、行政当局による決定を受けてフランス国籍を取得できる（民法第21-15条から第21-27条）。

3. 外国人労働者受入れ制度

(1) 行政システム

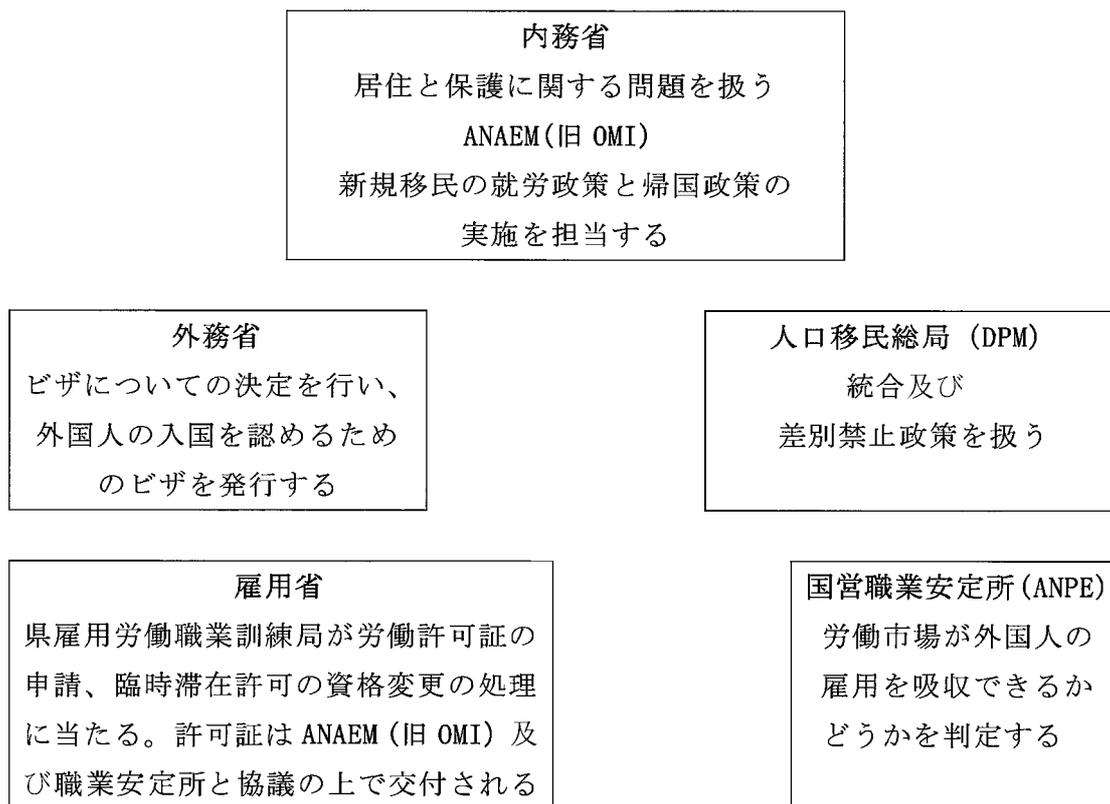
フランスの移民制度は、政府のレベルでもそれ以外のレベルでもまとまりがない。移民政策は、複数の省庁により実施されている。外務省がビザ政策を決定し、内務省が居住と保護に関する問題を扱い、これに付属するANAEM（IHOMI）が新規移民の就労政策及び帰国政策の実施に当たっている。雇用省は、労働許可の申請や滞在許可の資格変更の処理などを担当している。さらに、雇用労働社会問題・社会統合並びに住宅担当省⁸に属す人口移民総局（DPM）が、統合政策や差別禁止政策、国籍取得の管理などの問題を担当している。

このように幅広く様々な省庁がかかわり、外国人が労働許可と居住許可を得るには2つ以上の省庁と交渉しなければならないうえに、官僚主義的な慣行も残っており、移民政策の首尾一貫性の欠如が問題とされてきた。そこで、最近の移民関連の諸法では、煩雑になりがち

8 フランスの省庁名は頻繁に変更される。当名称は、2005年9月の現地ヒアリング調査実施時のものである。

な諸手続きの効率化・円滑化を図ってきたが、相次ぐ法改正のため、整合性がとれないものもあり、法律の整理を指摘する声もあるという。

図 2-1-4 移民・外国人労働者を担当する諸当局及びその権限



(2) 労働と居住に対する複合的許可

先にみてきたように、フランスにおける移民・外国人労働者に関する法律は常に、居住関連の法律と結びついている。移民・外国人労働者は、労働許可証の代わりに滞在許可証を与えられるが、この許可証の種類によって、労働する権利があるか否かが決定されるといえる。

臨時滞在許可証は、1年間有効で更新可能な一時的な許可証である。この許可証によって労働市場に参入することはできるが、特定の労働の内容と地域に限られる。また、合法的にフランスに居住している移民の場合、家族呼び寄せとして暫定的滞在許可証が交付される場合がある⁹。同許可証は5年間保持すると、通常は正規滞在許可証を受ける権利が得られる。10年間有効の正規滞在許可証があれば、労働市場に制約なしに参入することができ、フランスのどの地域でのどのような仕事にも就くことができる。

⁹ 10歳からフランスに常住してきたことを証明できる移民、またはフランスでの在住期間が10年間を上回る移民に対しても、暫定的滞在許可証が交付される場合がある。この許可証は調整制度の恩恵を受ける者、または人道的な理由からフランスで異例な状況にある移民に対しても交付される場合がある。

臨時滞在許可証取得の条件を満たすことはできないが、特定の企業で一定期間働く暫定的認可を得た外国人には、一時的労働許可証（Autorisation provisoire de travail：APT）が発行される。同許可証の期間は9ヵ月間で、1度だけ、さらに9ヵ月間の更新が可能であり、主に高度な技能をもつ外国人に適用される。

フランスにいる外国人学生は労働認可の申請が可能である。認可が下りれば、最高で1週あたり、または1ヵ月あたりの法定労働時間の50パーセントまでパートタイムで働くことができる。毎年、3万人から4万人の学生がこの機会を利用している。理論上は、学生は学業を終えたら出身国に帰ることを期待されるが、滞在資格を調整することは可能である。これにより学生は、臨時滞在許可証もしくは一時的労働許可証を取得することができ、さらにそれらの更新の可能性がある。

季節労働者は臨時滞在許可証を取得することができるが、その期間は労働契約の細目によって決まり、通例は6ヵ月から8ヵ月である。

有給の専門職訓練生は、有給の立場であることを明示する臨時滞在許可証を保有していなければならない。

なお、訪問滞在外または学生としてフランスに入国する外国人は、その後、国内で雇用契約を締結できれば、その滞在資格を給与所得者に変更することができる。滞在資格の変更は、県雇用職業訓練局に対して申請する。県雇用職業訓練局は、ANPEと協議の上で申請を審査する。

自営業に携わる目的でのフランスへの入国には、長期ビザ、専門職カードという形での専門資格の証拠、適切な住宅と医療保険、ならびにフランスにおける家族関係または私的な絆が必要とされる。正規滞在許可証の保有者は、専門職カードの保有は要求されない。一定の専門職については、外国人に対する門戸開放にいまなお制限がある。武器の製造と販売、カジノ、娯楽企業、民間調査機関の経営、ファンドの運用と保険の一定業務、証券取引と売買などがその例である。法律、建築、医療（医師、歯科医師、看護師）、出版とスポーツの職業に就く外国人には、より制限的な規則も適用されるが、これらの規則はいずれも、相互協定と割り当てのもとで運用されている。

（3）労働許可の申請手続き

就労を目的とした外国人の受入れは行っていないが、①大学又はそれと同等の研究機関の教員②フランス国立社会研究所やもしくはそれに類する研究所の研究員③フランス人では代行できない職種④一般企業の管理職（月額5,000ユーロ以上の給与を得ることが条件）——については、高度な技能をもち、フランスへの経済的・文化的貢献度が高いという判断から、就労が認められる。ただし、フランスでの就労を希望する外国人は、入国前に就職先を確定し、ビザを取得しておかなければならない。

国外の外国人を雇用する予定の企業は、まず、県労働雇用職業訓練局に対し、外国人採用

のための申請書類の送付を依頼する。その後、ANPEに対し、①外国人採用の動機・理由陳述書②公的なフォームによる労働契約書③1年間の雇用を保証する雇用誓約書④写真⑤労働者の資格証明書の写し⑥ANAEMへの納付金支払誓約書⑦住宅調書——を提出しなければならない。

ANPEは、15日から30日の間、当該外国人の雇用が予定されている職に関する求人を行う。このようにフランス人及び国内の外国人に対しても平等に募集したうえで、最終的に、県雇用労働職業訓練局が、この求人を当該外国人で充足すべきかどうかの判断を下す。判断の基準となるのは、①当該職業・業種の地域的かつ将来的な雇用状況②企業に対する基準（労働法を遵守しているか等）③雇用及び賃金の条件（フランス人及び既にフランスで働いている外国人と均等か、最低賃金は保障されているか等）——等である。

申請が許可された場合、県雇用労働職業訓練局は、当該外国人の職業活動の内容や地域を指定する労働ビザをANAEMに送付する。これを受けてANAEMは、当該外国人の居住する国の領事館に書類を送付し、当該領事館は、臨時滞在許可証を申請するための長期滞在ビザと労働契約書を当該外国人に送付する。当該外国人は、領事館の指定する場所で健康診断を受け、診断書を受け取る。その後、外国人はフランスに入国し、管轄する県庁へ労働可能な資格を記載した臨時滞在許可証を申請する。

（4）労働許可に関する規定の適用除外例

欧州経済圏（EEA）に属する国民以外に、アンドラ公国、モナコ公国及びスイスの国民も、労働許可証なしで、フランスで働くことができる。フランスと旧植民地の間で結ばれている二国間協定にも、労働許可証に関する規則の除外例が定められている。

臨時滞在許可証を所持しているアルジェリア国民は、3年間継続してフランスに居住していたことを証明できれば、正規滞在許可証を取得する権利がある。アルジェリア人の学生は労働許可証を必要としないが、労働できるのは、毎年7月1日から10月31日までの間の3ヵ月間だけに制限されている。ガボン、中央アフリカ共和国、トーゴなど、アフリカの一部のフランス語圏諸国にも、雇用に関する追加的な権利を保証する二国間協定に基づいて、特別規則が適用される。トルコ国民は労働認可を得なければならないが、EU／トルコ労働協約に基づいて一定の特権を与えられている。

（5）最近の動向

1990年代後半にIT産業で人手が不足したことに対応して熟練度の高い移民の申請手続きの効率化を図り、シュヴェーヌマン法によって数々の措置が導入された。その結果、教育程度や雇用の行われる分野における実践経験や犯罪歴がないこと等、一定の基準を満たせば、IT専門家及び科学者や芸術家といった専門職には、先述の労働許可の申請手続きとは別枠で、臨時滞在許可証の発行が可能となった。2000年にはIT専門家に対して2,600件を上回る

労働許可証が発行されている¹⁰。同制度は、労働市場の状況による制限、または割当の対象ではない。同制度による労働許可証は更新することができ、正規滞在許可証の取得も可能である。ただし、雇用主（企業）が変わる場合には、新たな許可証を申請しなければならない。また、フランスで働いて正規滞在許可証の取得を希望するIT関連講座の修了生は、一定の条件が整えば、臨時滞在資格を学生から給与所得者へ変更することが認められる場合もある。

研究を行うため、または科学研究機関もしくは教育機関で教えるために合法的にフランスに入国する者に対しては「科学者滞在カード」が、3ヵ月を上回る契約を得ている芸術家または作家に対しては「芸術家滞在カード」が交付される。同制度のもとでは、配偶者にも臨時滞在許可証が交付され、労働市場への参入が認められている。ただし、申請者は十分な資金と滞在用施設が準備できていることを示さなければならない。

職業別に固有の外国人労働者受入れプログラムを導入するという決定は、労働力不足に関する世論や、研究機関の調査結果等の影響を受けることが多い。先述のIT専門家採用に対する措置（1998年）などがその例である。現在、全国的な看護師不足に対応して、看護師についても通常規定（労働市場テストをパスするなど）の免除を含めて、入国規則の緩和等が検討されている。

近い将来において人口減少とそれに伴い労働力が大幅に減少することが予測されているフランスでは、特殊技能をもつ移民を選択的に認める制度の必要性に関する議論が活発化している。割当や、米国、イタリア、ドイツで用いられているグリーン・カードの採用など、労働力の流動性を促進するための新たな措置も、現在検討中である。

特に、2005年秋に移民系若者が中心となりフランス各地で頻発した暴動を機に、移民政策そのものを見直す動きが強まってきている。2005年11月7日、ド・ヴィルパン首相は、移民規制の強化策として、家族呼び寄せやフランス国籍所有者との結婚による国籍取得、留学生受入れなどの審査を厳格化する方針を発表した。また、こうした移民の規制強化と同時に、移民の若者を出身国や名前などの理由で雇用差別した企業に対し、最高25,000ユーロ（約350万円）の罰金を科すなど、移民に対する就職差別の撤廃に取り組む意向も示した。

2006年3月29日には、「新移民法案」がサルコジ内相により閣議に提出された。同法案によれば、「フランス経済の競争力強化等に寄与する」とされる科学者や技師、芸術家、スポーツ選手、学者らを優遇して受入れる一方で、熟練度が低く、低収入の移民に対する受入れ条件は厳格化される。家族呼び寄せに対しても、財政面に関する証明が要求される。また、結婚によりフランス国民の配偶者となった者は、これまで結婚2年後に正規滞在許可証の申請が可能であったが、これを3年に改め、偽造結婚防止を図る。さらに、これまで合法的に10年以上滞在すれば自動的に付与されている「正規滞在許可」についても認められないこと

10 KLI "A Comparative Study on Labor Migration Management in Selected Countries" 2004

になる。同法案に対する社会党（現野党）や人権団体の反発は大きく、法案成立の行方が注目されるところである。

II 外国人労働者の労働市場

1. 国際間労働力移動

(1) 外国人および移民の総数

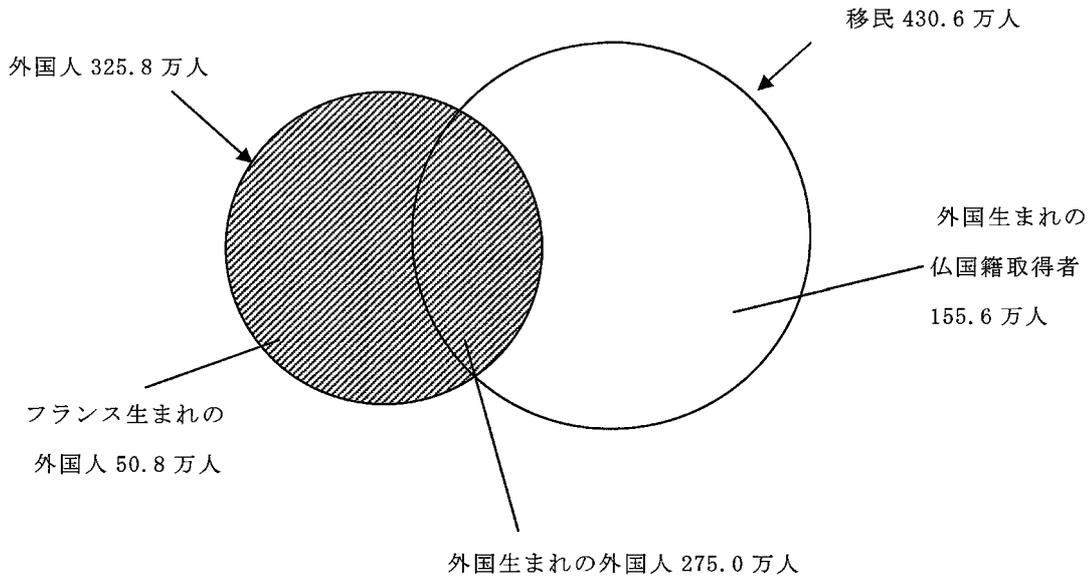
1999年の国勢調査によると、フランス本国に居住する外国人は325.8万人（総人口の5.6%）、移民は430.6万人（総人口の7.4%）である（第2-2-1図参照）。フランスでは、外国人は国籍を唯一の基準に定義され、フランス国籍を持たずにフランスに居住する全外国人がこれにあたる。さらに、外国人の両親の下、フランスで出生した子供は、両親自身がフランスで出生した場合を除き、出生時は外国人となる（その後、成人に達した時点で、フランスにおける居住を条件として自動的にフランス国籍を取得するか、意思表示により同国籍を辞退するか選択する）。

これに対して、移民は出生地及び国籍の二重の基準により定義される。つまり、移民は現在、フランスに居住しているものの、外国において外国人として出生した者により構成され、外国において外国人として出生した事実が不変の特徴であり、フランス国籍を取得後もそのまま移民の一部となる。

1911年から1999年までのフランスの人口に占める外国人と移民の比率の推移をみると、1911年には外国人比率は3.0%、移民比率は2.8%であった（第2-2-2図参照）。これらの比率は1930年代から40年代にかけて一時下降するものの、1950年代以降長期的に上昇し、1982年には外国人比率6.5%、移民比率7.5%に達した。その後、1974年の新規外国人労働者受入れ停止の影響を受けて、外国人比率は低下傾向にあり1999年には5.6%に、また移民比率は横ばいの7.5%で推移している。

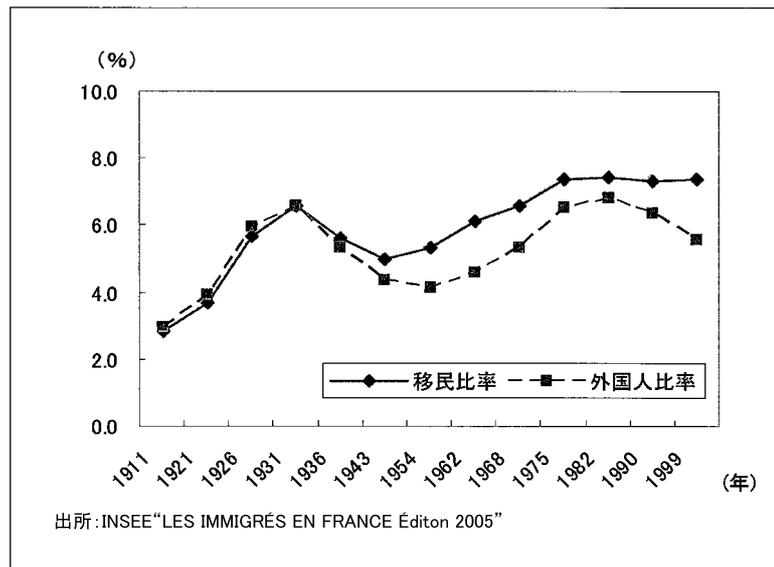
なお、フランスの統計資料においては、移民と外国人が明確に区分されていない、移民を対象とした調査しか実施されておらず外国人に関する数値が入手できない場合がある。よって本章では、移民と外国人の両方の統計資料を用いて、フランスにおける外国人労働者の労働市場をみていく。

第2-2-1図 フランスにおける外国人と移民の人口



出所:INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005”

第2-2-2図 外国人比率と移民比率の推移

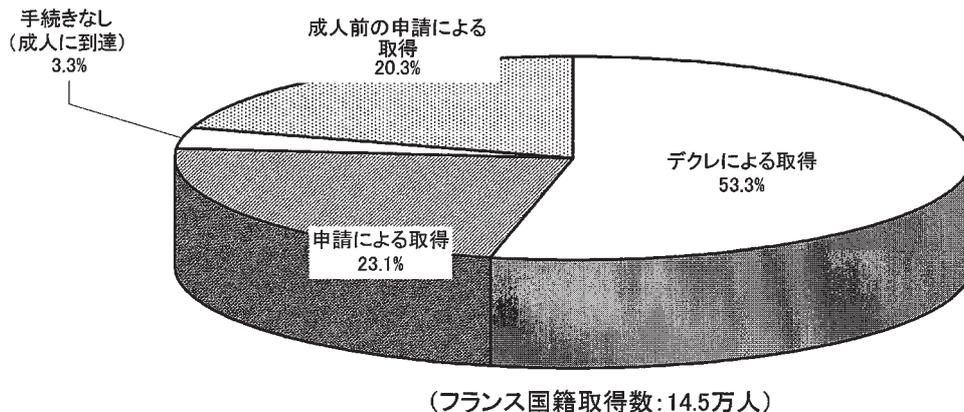


(2) フランス国籍の取得数

2003年のフランス国籍の取得数は14.5万人であり、その半分以上は帰化の枠組みにおいて不可欠なデクレ（帰化と国籍回復）により行われた（第2-2-3図参照）。デクレによりフランス国籍を取得した者の約3割は両親と同時にフランス人になった未成年者である。手続きなしの取得または成人前の申請による取得は、外国人の両親間にフランスにおいて出生した子供がこれに該当し、全取得の4分の1を占めている。最後に、取得の23.1%が申請により行われ、主にフランス女性及び外国人男性、またはフランス人男性及び外国人女性との

婚姻に伴う申請となっている。

第 2-2-3 図 取得様式別のフランス国籍取得数 (2003年)



出所: INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005"

(3) 移民の出身地

移民の出身地をみると、1962年では約 8 割が欧州出身者であり、アフリカ出身者は14.9%、アジア出身者は2.4%と少ない (第 2-2-4 表参照)。これに対して、1999年には欧州出身者は半数以下に減少し、逆にアフリカ出身者が39.3%、アジア出身者が12.7%と増加している。アフリカ出身者では、とくにアルジェリアとモロッコ出身者が目立ち、移民全体の4分の1を占めている。また、フランスでは難民の庇護を積極的に行っていることから、紛争が長く続いたベトナム、ラオス、カンボジアなどからの難民が増加しており、移民全体の4%弱を占めている。

第 2-2-4 表 出身国別の移民の推移

	1962年	1968年	1975年	1982年	1990年	1999年	
						(%)	(人数)
欧州	78.7	76.4	67.1	57.3	50.4	45.0	1,934,144
スペイン	18.0	21.0	15.2	11.7	9.5	7.4	316,232
イタリア	31.7	23.8	17.2	14.1	11.6	8.8	378,649
ポルトガル	2.0	8.8	16.8	15.8	14.4	13.3	571,874
ポーランド	9.5	6.7	4.8	3.9	3.4	2.3	98,571
欧州の他の諸国	17.5	16.1	13.1	11.8	11.5	13.2	598,818
アフリカ	14.9	19.9	28.0	33.2	35.9	39.3	1,691,562
アルジェリア	11.6	11.7	14.3	14.8	13.3	13.4	574,208
モロッコ	1.1	3.3	6.6	9.1	11.0	12.1	522,504
チュニジア	1.5	3.5	4.7	5.0	5.0	4.7	201,561
アフリカの他の諸国	0.7	1.4	2.4	4.3	6.6	9.1	393,289
アジア	2.4	2.5	3.6	7.9	11.4	12.7	549,994
トルコ	1.4	1.3	1.9	3.0	4.0	4.0	174,160
カンボジア、ラオス、ベトナム	0.4	0.6	0.7	3.0	3.7	3.7	159,750
アジアの他の諸国	0.6	0.6	1.0	1.9	3.7	5.0	216,084
アメリカ、オセアニア	3.2	1.1	1.3	1.6	2.3	3.0	130,394
報告なし	0.8	0.1	—	—	—	—	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
人数	2,861,280	3,281,060	3,887,460	4,037,036	4,165,952	4,306,094	4,306,094

出所: INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005"

(4) 外国人の居住地域

外国人が多く居住している地域は、パリ市とそれに隣接する8県からなるイル・ド・フランス(39.8%)とイタリア、スイスと国境を接する地域圏ローヌ・アルプス(11.2%)であり、フランスに居住している外国人の約半数が居住している(第2-2-5表参照)。これらの地域圏はいずれもパリ、リヨンといったフランスの大都市を擁し、重要な産業拠点であり、フランス人の10人に4人に対して、10人に7人の外国人が人口10万以上の都市に居住しているといった統計もある。

また、各地域の総人口に占める外国人比率をみると、イル・ド・フランス(11.9%)、地中海周辺の国境地帯のコルス(9.9%)、アルザス(7.3%)が外国人比率の高い上位三地域圏である。これに対して、ブルターニュ、ロワール地方及びバス・ノルマンディーといった西部の外国人比率は2%未満と非常に低い。

第2-2-5表 フランスにおける外国人の居住地域

(単位:%)

	外国人人口に占める割合	地域の総人口に占める外国人
合計	100.0	5.6
アルザス	3.9	7.3
アキテーヌ	3.3	3.7
オーヴェルニュ	1.3	3.3
ブルゴーニュ	2.0	4.0
ブリターニュ	1.0	1.1
サントル	3.0	4.0
シャンパーニュ・アルデンヌ	1.5	3.8
コルス	0.8	9.9
フランシュ・コンテ	1.7	4.9
イル・ド・フランス	39.8	11.9
ラングドック・ルシヨン	4.1	5.8
リムーザン	0.6	2.8
ロレーヌ	3.9	5.5
ミディ・ピレネー	3.1	3.9
ノール・パド・カレー	4.0	3.3
バス・ノルマンディー	0.6	1.4
オート・ノルマンディー	1.5	2.7
ペイド・ラ・ロワール	1.3	1.3
ピカルディー	1.9	3.4
ブワトゥー・シャランテ	8.7	6.3
プロヴァンス・アルプス・コート・ダジュール	8.7	6.3
ローヌ・アルプス	11.2	6.4

出所:INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005”

フランスにおける移民および外国人の居住地域は、歴史的にみると出身国との近さとフランス国内の経済活動の分布による影響が大きい。スペイン出身及びイタリア出身の移民は、出身国の国境近くに居住する傾向にあり、スペイン出身者の約2割がラングドック・ルシヨ

ンに住み、イタリア出身者の約4割がプロヴァンス、アルプス、コート・ダジュールまたはローヌ・アルプスに居住した。イタリア人が移民してきた時期は炭坑労働の需要が大きかったことから、イタリア出身者はロレーヌ流域の旧来の鉱山にも多く居住している。ポルトガル出身者は、裕福な家庭で住み込みの家事労働者として働いていることが多いため、イル・ド・フランス近郊及び郊外の高級住宅地に多く居住している。アルジェリア出身者は、出身国に近く、金属産業や機械工業において重要な位置を占めていたブッシュ・デュ・ローヌ、セヌ・サン・ドニ、ノールの県に、モロッコ出身者は、農業に多く従事していることから、コルス、ポークルーズ、エロー、ガール、ロット・エ・ガロンヌなどの南部の県に多く居住している。最後に、近年の新規流入が目立つサハラ以南のアフリカ出身者およびアジア出身者（カンボジア、ラオス、ベトナムを除く）の10人に6人はイル・ド・フランスに住み、主にサービス業に従事している。

なお、臨時滞在許可の枠組みによって2003年に入国した季節労働者の90%以上はモロッコとポルトガル出身者であり、その4分の1はブッシュ・デュ・ローヌ県内で雇われている。

2. 雇用・就業状況

(1) 外国人労働者数の推移

2002年の外国人労働者数は162.4万人であり、その労働力率は54.6%である（第2-2-6表参照）。また、フランスの全労働者に占める外国人労働者の割合は6.2%となっており、フランスの労働者の約16人に1人は外国人である。さらに外国人雇用者数は132.6万人であり、この数値は外国人労働者数の約8割にあたることから、外国人の自営業者、雇用主等は約2割にとどまる。

これらの数値を時系列でみると、外国人労働者数は1994年以降160万人前後で推移しているものの、外国人労働力率は減少傾向にある。また、外国人雇用者数は2001年以降、大幅に増加しており、1994年と比較すると10万人以上増加している。なお、2001年、2002年の外国人労働者数、外国人雇用者数増加の背景には、特別枠による技師とIT技術者の受入れにより、労働者の入国が一時的に増加したためと考えられる。

第2-2-6表 外国人労働者の推移

(単位: 万人)

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
外国人労働者総数(万人)	159.4	157.3	160.5	157	158.7	159.4	157.8	161.8	162.4
外国人労働力率(%)	56.8	56.1	56.6	55.7	55.2	55.4	55.5	55.7	54.6
労働者に占める外国人の割合(%)	6.3	6.2	6.3	6.1	6.1	5.8	6.0	—	6.2
外国人雇用者数(万人)	120.3	123.2	121.7	120.5	121.1	122.8	124.9	131.7	132.6

資料: OECD「Trends in international migration」

(2) 産業別外国人雇用者数

上記では、OECDで報告された統計資料を用いたが、ここでは、産業別の外国人の雇用状況を把握するため、INSEEで報告された2003年の外国人雇用者数を用いる。外国人雇用者を産業別にみると、不動産業（19.4%）、建設業（13.4%）、企業向けサービス業（19.1%）の三産業の合計が50%を超えており、外国人雇用者の半数以上はこれらの産業で雇用されている（第2-2-7表参照）。

さらに各産業の外国人比率をみると、清掃業務を含む企業向けサービス業（11.7%）、建設業（11.4%）、金融業（9.9%）、農林・林業・漁業（7.8%）で他の産業より高く、逆にエネルギー業（1.4%）、教育・保健・社会活動（1.8%）で低くなっている。

第2-2-7表 産業別外国人雇用者数（2003年）

	産業別構成 (%)	外国人比率 (%)
農業・林業・漁業	2.2	7.8
工業	1.7	3.1
農産物加工業	2.9	4.7
消費財産業	1.3	4.2
自動車産業	2.0	2.7
設備財産業	6.9	4.9
エネルギー業	0.3	1.4
建設業	13.4	11.4
第三次産業	9.6	3.7
商業・修理業	3.2	3.3
輸送業	1.4	2.1
金融業	2.4	9.9
不動産業	19.4	7.0
企業向けサービス業	19.1	11.7
個人向けサービス業	8.4	2.1
教育・保健・社会活動	4.5	1.8
行政	1.1	6.5
合計	100.0	4.3

出所：INSEE“Tableaux de l'économie française”

(3) 職業別外国人労働者数

産業別と同様にINSEEのデータを用いて、職業別の外国人労働者の就業状況をみると、外国人労働者の41.5%は現場労働者であり、これに事務労働者（27.5%）、中間職（10.6%）が続いている（第2-2-8表参照）。外国人比率で見ると、現場労働者は9.2%となっており、現場で働く人の10人に1人は外国人である。なお、農業従事者の外国人比率は他の産業に比べて低いが、これはほぼ全面的に農業で雇用されている季節労働者が同数値に含まれていないためであり、繁忙期には外国人比率はより高くなることが予想される。

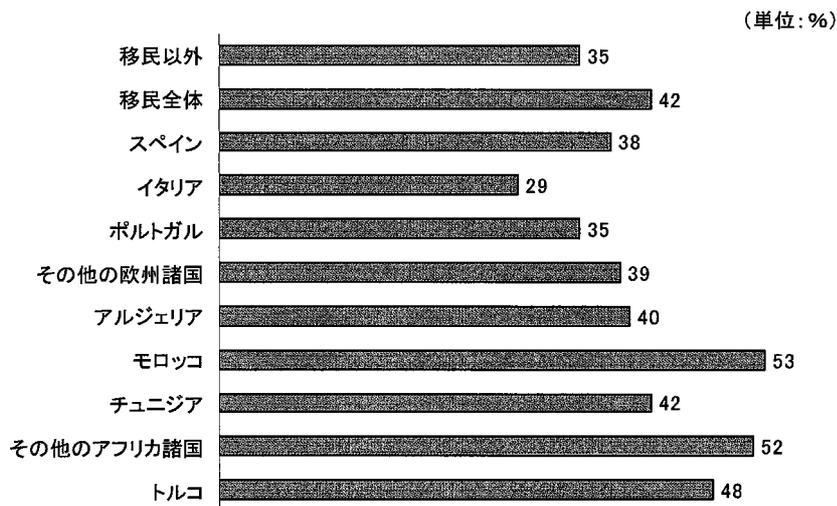
第2-2-8表 職業別外国人労働者数（2003年）

	職業別構成 (%)	外国人比率 (%)
農業従事者	0.5	1.0
手工業・商人・企業主	7.0	6.9
管理職・上級職	7.9	3.3
中間職	10.6	2.7
事務労働者	27.4	5.4
現場労働者	41.5	9.2
失業・休職者	4.8	10.7
不明	0.3	7.3
合計	100.0	5.6

出所：INSEE“Tableaux de l'économie française”

さらに現場労働者に占める未熟練労働者の割合をみる。ここでは外国人に関するデータが入手できなかったため、移民についてみる。2002年のデータでは、就業している移民のうち45%が現場労働者の職に就いており、このうち42%が未熟練な職に就いている（第2-2-9図参照）。未熟練労働者の割合は出身国によって大きく異なり、ヨーロッパ諸国の出身者に比べて、アフリカ諸国の出身者で未熟練の傾向が強く、とくにモロッコ出身者では現場労働者の2人に1人が未熟練労働者である。

図表2-2-9図 現場労働者に占める未熟練労働者の割合（2002年）



出所：INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005”

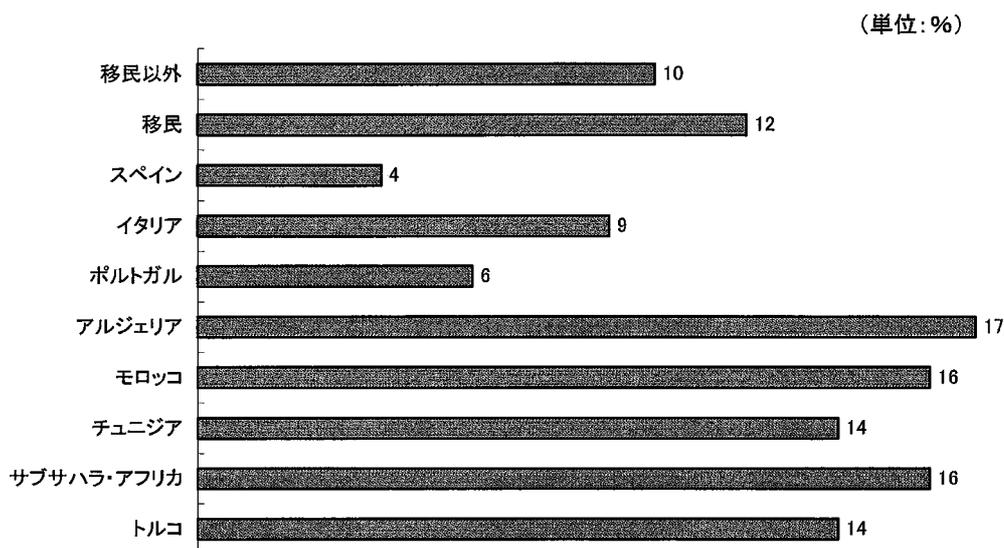
(4) 雇用形態別

民間部門で雇用される移民のうち臨時雇用は12%であり、移民以外とあまり差はみられない（第2-2-10図参照）。しかし、同じ移民であっても出身国によって臨時雇用の割合は大きく異なり、マグレブ、サブサハラ・アフリカ、トルコ出身者は臨時雇用のケースが多く、例えばアルジェリア出身者では約6人に1人が臨時雇用である。

パートタイム労働者の割合は移民以外（16.0%）が移民（19.0%）をわずかに上回っている（第2-2-11表参照）。さらに、移民であるか否かを問わず、パートタイムで働く女性の割合は男性を上回るが、この男女格差は移民以外に比べて移民の場合の方が大きく、移民以外では性別による差が24.0%あるのに対して、移民では32.8%である。

また、不完全雇用¹¹の状態にある就業者の割合は移民（8.4%）の方が移民以外（4.9%）に比べて高い。この格差は女性の方が顕著であり、移民女性の不完全雇用は16.0%と移民以外の約2倍となっている。とくに、パートタイムの割合が高い事務労働者をみると、移民以外では就業者の10人に1人であるのに対し、移民では6人に1人である。さらに、移民における不完全雇用の状況は出身国によって格差がみられ、ポルトガル出身者の女性の不完全雇用の割合は11.4%であるのに対して、アルジェリア出身者（24.8%）、サブサハラ・アフリカ出身者（25.0%）では4人に1人が不完全雇用の状態にある。

第2-2-10図 民間部門の雇用者に占める臨時雇用の割合（2002年）



注：臨時雇用とは、研修、代用雇用、補助契約、定期雇用を示す。

出所：INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005”

11 不完全雇用とは、パートタイム労働者であって、現在以上の時間働こうとしているまたは働くことを希望し、そうすることができる状態にある者を指す。

第2-2-11表 パートタイム労働者と不完全雇用の割合（2002年）

(単位:%)

	全 体			男 性		女 性	
	人口全体	移民以外	移民	移民以外	移民	移民以外	移民
パートタイム労働者の割合	16.2	16.0	19.0	5.0	5.9	29.0	38.7
不完全雇用の割合	5.1	4.9	8.4	1.9	3.4	8.4	16.0
内事務労働者	10.2	9.7	16.0	4.0	7.6	11.6	18.8
内ポルトガル出身者			5.6			1.3	11.4
アルジェリア出身者			11.0			4.5	24.8
サブサハラ・アフリカ出身者			13.0			6.1	25.0

出所: INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005"

3. 失業状況

(1) 失業率

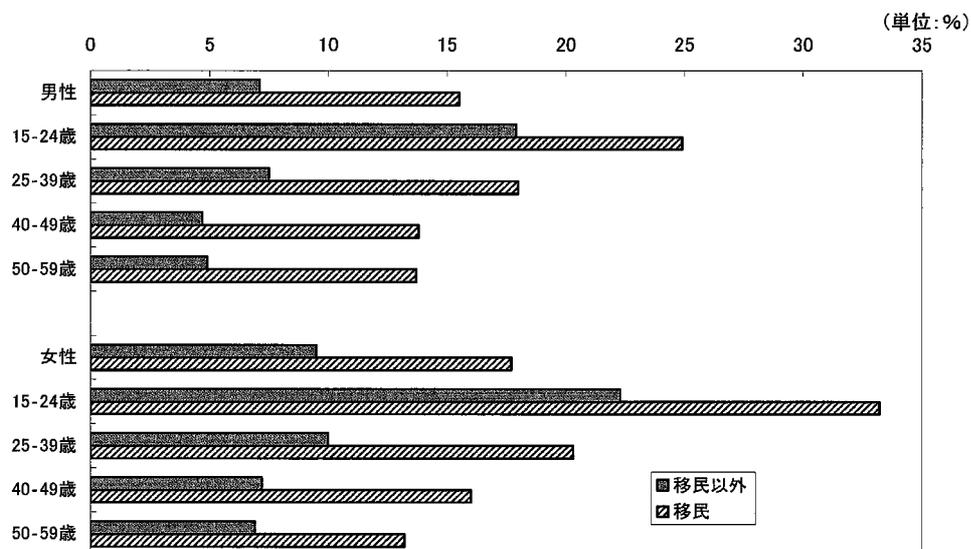
2002年現在、移民の失業率は16.4%であり、移民以外の失業率8.2%の2倍である。このような格差は社会的地位の違いだけに起因するものではなく、移民の方が未熟練の仕事に就いている割合が多く、失業の影響を受けやすいためである。

他の労働人口と同様に、若い移民ほど失業の影響を受けやすく、15歳から24歳までの移民労働人口のうち、男性の4分の1および女性の3分の1が失業している。移民の失業率は、年齢と共に低下するものの移民以外の失業率に比べ高い水準に留まり、どの年齢区分でも10%を下回ることはない（第2-2-12図参照）。

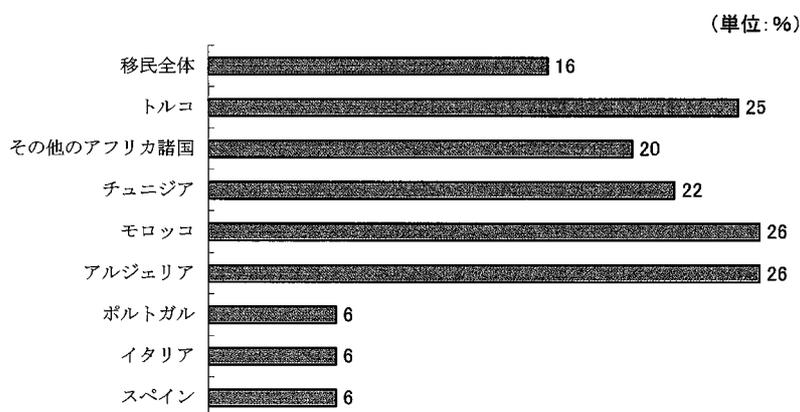
また、性別でみると、移民の女性は男性より仕事を失いやすく、2002年の移民女性の失業率は17.7%であるのに対し、移民男性の失業率は15.5%にとどまる。

さらに、国籍、取得資格、職種がほぼ同じ場合、移民はその出身国により失業のリスクにさらされる度合いが異なる。スペイン、イタリア、ポルトガルといった欧州出身者の失業率は非常に低く、移民以外の労働人口より低い（第2-2-13図参照）。逆に、マグレブ、サブサハラ・アフリカ、トルコ出身の失業率は25%以上と非常に高く、約4人に1人が失業状態にある。

第2-2-12図 性別・年齢別失業率（2002年）



第2-2-13図 出身国別移民の失業率（2002年）



範囲: 30歳から54歳の労働力人口
 出所: INSEE "LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005"

(2) 失業期間

2002年に失業中の移民の平均失業期間は14.5ヵ月である（第2-2-14表参照）。これに対して移民以外の失業者は12.5ヵ月であることから移民は移民以外よりも失業期間が長いと言える。同様に、1年以上失業している長期失業者の割合は、移民失業者が40%であるのに対して移民以外の失業では33%である。

ただし、年齢別にみると、平均失業期間では40～49歳、50～59歳で、長期失業率では50～59歳では逆に移民のほうが失業期間が短く、長期失業者が少ない。つまり、移民失業者の22%が50歳以上であることを考慮すると、前述の傾向は、失業者の方が全体として年齢が高く、失業期間が年齢とともに長いためであり、年齢が同じであれば全体として、失業期間は

短く、長期失業者は少ない傾向にある。この背景には、移民のうちフランス国籍を取得していない、もしくは家族の滞在許可に付随した滞在でない場合には、滞在許可書の更新時に職を見つけておく必要があり、それができない場合には滞在許可の更新許可がおりず、本国に帰国しなければならないため、通常のフランス人と異なり、十分に満足のいく仕事が見つからなかったとしても滞在許可更新のためにとりあえず仕事に就くといったことが考えられる。

第2-2-14表 移民の長期失業率と平均失業期間（2002年）

年 齢	長期失業率（単位：％）			平均失業期間（単位：月数）		
	全人口	移民以外	移 民	全人口	移民以外	移 民
15 - 24歳	17	16	—	6.7	6.7	—
25 - 39歳	30	29	33	10.4	10.2	11.6
40 - 49歳	40	40	43	15.9	16.3	14.2
50 - 59歳	56	56	55	22	22.3	21
全 体	34	33	40	12.8	12.5	14.5

範囲：失業期間の情報がわかっている失業者
 長期失業：12か月以上の継続的期間にわたる失業
 出所：INSEE「LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005」

Ⅲ 社会統合に向けた諸施策

1. 社会統合に関する制度の運営体制

(1) フランスにおける社会統合政策

現在のフランス政府の外国人政策は、新規入国者等に対する規制、外国人に対する帰国の奨励を行いながら、同時にフランスに長年居住する外国人に対してはフランス社会への適応を促進、援助する「社会統合政策」をとっている。

社会統合政策の内容は多岐にわたっており、外国人労働者を援助するためのフランス語教育を含む職業訓練の拡充、外国人の住宅状況改善のための施策、外国人の社会的、文化的適応を促進するための援助活動等が行われている。さらに、2003年以降社会統合政策の改正に伴って外国人の受入れならびに社会統合のための公的サービスを所管しているANAEM（Agence Nationale de l'Accueil des Etrangers et des Migrations、ANAEM創設以前はOMIが所管）を中心に、「受入れ・統合契約（contrat d'accueil et d'intégration）」を導入し、外国人に対する市民教育、言語教育を推進している。

社会統合政策の対象となるのは、季節労働者、学生等の一時的な滞在者を除く約11万人であり、恒常的な外国人労働者とその家族、フランス人を配偶者とする外国人、フランス人を親戚に持つ者、亡命者ならびにその家族がこれに相当する。

なお、「移民」と「外国人」の定義は厳密には異なるものの、ここでは、厳密に区別を必要とする場合以外は「外国人」という言葉を用いる。

(2) ANAEMにおける公的サービス

以下では、まずANAEMで所管する業務の概要について説明する。

社会的秩序のためのプログラム法により2005年1月に創設されたANAEMは、人口・移民担当大臣の監督の下に置かれた公的機関である。この新しい機関は、行政機関であるOMI（移民局、1945年にONI : L' Office National d' Lmmigrationとして創設、1997年にOMI : Office des Mifrations Internationalesに改組）と、非営利組織であるSSAE（移民のための社会的援助サービス、1926年に設立、1932年に公的に承認された）が統合してできたものであり、新規受入れの外国人、EU諸国以外の第三国の在留者、そしてフランスで永住を認められた者の受入れに関する公的サービスを行っている。ANAEMの創設以前よりOMIとSSAEの両組織はあらゆる面において共同で活動しており、その業務内容も補完的であったが、さらにこの二つの組織を統合させたことでより大きなネットワークが形成され、外国人に対するサービスの質の改善や受入れの強化が期待されている。

また、2003年に改正された社会統合政策において、外国人の受入れ制度が成功するためには、外国人がきちんと社会的に統合されることが重要であり、そのためには外国人が継続的にフランスに滞在し、かつ合法的に滞在することが必要であるとの考えが示され、外国人の受入れと社会統合に対する様々な取り組みのより一貫した実施、管理が求められている。このような背景の中、外国人がフランス国内で合法的に居住できるように手続きを行う任を政府から与えられているANAEMでは、外国人をフランス社会に受入れるための諸措置をフランスに到着した時点から滞在期間中にかけて一括して行っている。

ANAEMには大きく以下の二つの役割がある。第一に、フランスに入国する外国人の公的受入れ機関としての役割である。ANAEMではフランス国内において、フランス人の配偶者または家族呼び寄せ制度の利用者や労働者、亡命者などでフランスに長期滞在する許可が初めて下りた外国人に対する公的受入れサービスを提供しており、その役割の一環として2003年以降実施されている「受入れ・統合契約」を奨励し、その契約についての責任を全面的に負っている。

第二に、OMIとSSAEがこれまでに個々に実施してきた役割がある。家族呼び寄せ、および労働が目的の外国人を入国させること、亡命者の受入れ、健康診断、外国人が帰国を希望した場合の帰国支援と社会再参入への援助、外国におけるフランス人の雇用などがこれに該当する。

予防活動の一環である健康診断は、賃金労働者、家族の呼び寄せによって再び一緒になった家族、3ヵ月以上フランスに滞在することを許可された外国人すべてを対象に行われる。健康診断はANAEM所管の「受入れプラットホーム」において行われるか、あるいは入国前

にANAEMの海外拠点（マリ、ルーマニア、モロッコ、セネガル、トルコ、ケベック、チュニジア、ポーランド）で行われる。

また、ANAEMでは亡命申請者や難民に対して、受入れセンターおよび一時宿泊センター内での宿泊を準備するといった支援活動や、保健衛生管理、社会活動の保障を行っている。

ANAEMはOMIとSSAEの二つの組織の統合によりできた組織であることから、その財源は旧OMIのものと旧SSAEのものからなる。まずOMIから引き継いだ財源としては、入国する外国人およびその雇用者から徴収する受入れ手数料がある。2005年に予定されていたOMIの予算は年間6,200万ユーロである。さらにSSAEの予算の95%は政府による補助金で、その額は2004年で1,650万ユーロであり、その補助金をANAEMがそのまま引き継いでいる。従って、ANAEMは年間予算で7,800万ユーロ以上を有している。

（3）受入れ・統合契約

2003年7月以降、外国人の社会統合に関する公的政策を具体化するものとして「受入れ・統合契約」が施行されている。永続的な定住の観点から、少しでも早くフランスに社会的に統合されることを目的に、新たに到着した外国人に対して提示される「受入れ・統合契約」は、その者が理解する言語で示され、県知事と同契約の適用対象者によって個別に締結される。社会統合のための積極的な取り組みに対する双方の義務は、同契約書に具体的に記されており、すべての給付は無料で行われる。

契約の締結に伴い、フランス共和国は当該外国人に対して以下の提供を保障する。①受入れのための説明会②滞在資格の交付を可能にする健康診断③社会的、言語的な位置づけを行うソーシャルエディターとの個別面談④ソーシャルワーカーとの面談と個別の社会的支援⑤フランス共和国の大原則と基本的権利、フランスの諸制度を提示する市民教育⑥新規入国者のニーズに応じた言語教育⑦公的雇用サービスや職業訓練へのアクセスに関する情報の提供⑧医療、学校、住居、職業訓練や雇用といったテーマごとのニーズに応じた情報提供⑨外国人が抱えている諸問題に対する支援や評価。

一方、外国人は国に対して以下の義務を負う。①市民教育講座に参加すること②命じられた言語教育を受けること③本契約のフォロー・アップを可能とするために、決められた面談に赴くこと。

同契約の有効期限は、署名から1年であり、必要に応じてさらに1回の更新が可能である。

契約は2003年7月1日より試験的にフランス国内の12県で実施され、2003年末までに8,027件の契約が締結した。2004年には14県に拡大し、計26県、37,613件の契約が締結した。さらに、2005年にはその対象はフランス全土に広がり、6月末までに30,000件の契約が締結し、累計で6万件以上の契約が取り結ばれている。なお、受入れ・統合契約の締結率は約90%である。

契約適用対象者による契約拒否の主な理由としては、訓練・教育の時間帯があわない、幼

い子供を預けることができない、交通手段がない、配偶者が拒否するといったものがある。このうち配偶者の拒否という問題についてさらに詳しくみると、契約は成人が個人の名の下に行うが、教育に利用する映画や資料の中でフランス共和国の原則である男女平等、正教分離等の原則が示されていること、家族単位ではなく女性も個人の名の下に契約することに同意できない一部の夫が妻に署名させないといったケースがある。

なお「受入れ・統合契約」は、2005年1月18日より法令の一部で定められ、それによると今後の滞在許可書の発行に際しては外国人が共和国に統合されることが条件となっており、契約書にサインすることはその条件の一部であるため、更新や帰化の際には、この「受入れ・統合契約」の締結と遵守が考慮される。

(4) 受入れプラットフォーム

2003年以降、フランスへの居住を目的に入国した外国人が抱える多様な問題を一ヶ所の窓口で処理できよう、外国人の到来が多い地域から順次、「受入れプラットフォーム (plateformes)」を設置している。

フランスにおける継続的かつ合法的に滞在が許可された外国人は、入国後、居住地域ごとに設けられた「受入れプラットフォーム」に出向き、健康診断を受診することが義務付けられている。以前からフランスでは長期滞在の外国人に対して健康診断を実施してきたが、政策の改正に伴い「受入れプラットフォーム」での健康診断がフランスに長期滞在するための必須事項となった。

「受入れプラットフォーム」はANAEMから業務委託された機関であり、実際に業務に携わる受入れチームはソーシャルエディター、社会的サービスを担うソーシャルワーカー、通訳、そして言語教育担当者の4～5人で構成される。さらに、このチームは必要に応じて、県庁や家族給付金庫、県の保健衛生社会福祉局や職業安定所と連携しながら業務を進めている。

3ヵ月以上フランスに滞在しようとする外国人は、原則として入国前にビザを取得し、入国後に居住地の県庁に臨時滞在許可書を申請しなければならない。県の労働・雇用・職業訓練局 (DDTE) に提出された申請書類により受入れの決定が下されると、DDTEはその書類をANAEMに回付する。ANAEMはその書類を元に、健康診断を受診していない者に対して健康診断のための召喚状 (convocation) を送付し、指定の日時に「受入れプラットフォーム」で健康診断を行い、特に問題がない場合には当該外国人に対して臨時滞在許可書が交付される。

「受入れプラットフォーム」に召喚される外国人は、通常フランスに入国後3週間程度の外国人で、家族の同行が許可されている。召喚に際して、ANAEMは指定の日時と場所 (地図) を連絡する。召喚の時間帯は午前の部 (8時15分～) と午後の部 (13時15分～) があり、約半日程度の内容となっている。

以下では、「受入れプラットフォーム」で行われる内容を手順に沿ってみていく。

「受入れプラットフォーム」に召喚された外国人は、まずフランス共和国の原則 (男女の平

等、政教分離、言論の自由等）と多様性（地理的、民族的、思考等）についてのビデオを15分程度鑑賞する。このビデオは15ヶ国語に対応しており、自らが希望する言語で鑑賞できる。ビデオ鑑賞を終えた外国人には、「受入れ・統合契約」に関する資料、居住地域に関する資料（公共サービス機関や学校の手続き方法、職業紹介所、保健所、病院の住所、出生・結婚の申請方法等）が配布され、「受入れ・統合契約」の締結後、健康診断が行われる。入国前に、ANAEMの海外拠点で健康診断を済ませている外国人については、ここでの健康診断は省かれる。

さらに、必要に応じてソーシャルエディター、ソーシャルワーカーとの個別面談が行われ、当該外国人が健康上に問題がある場合には必要な医療関係機関の紹介、住居問題がある場合には居住地域の住宅課の紹介、雇用問題がある場合には職業紹介所の紹介といった個別の対応が行われる。

ついで、フランス語の能力を確認するために、18歳以上の外国人を対象にフランス語のテストが行われる。また、ソーシャルエディター、ソーシャルワーカーとの個別面談においてもフランス語の会話力が確認され、フランス語能力が十分でないと判断された外国人に対しては、語学力に応じたフランス語教育を実施する。

「受入れプラットフォーム」を円滑に機能させることは、改正後の社会統合政策を進める上で、大きな課題の一つである。同取組みは、「受入れ・統合契約」と同様に2003年7月に開始され、2005年9月までに29ヵ所設置されている。なお、実施にあたっては、外国人労働者が集中しやすい地域から優先的に進められており、外国人比率が非常に高いイル・ド・フランス、ローヌ・アルプといった地域から設置されている。

2005年9月1日現在のカバー率は100県中49県となっており、新規入国者（適用者）の82%をカバーしている。フランス全土に入国する外国人全てが対象であり、居住する県内に「受入れプラットフォーム」がない場合には、最寄りの「受入れプラットフォーム」に出向く。また、新規外国人の流入が少ない県の場合には、移動式の「受入れプラットフォーム」を利用している。

2. 雇用

(1) 就業問題

外国人労働者をフランスの労働市場でいかに適応・統合していくかが近年、大きな課題となっている。外国人労働者の就業問題の改善に向けては、外国人労働者自身の努力と自治体の受入れ体制の強化の両面が重要な鍵となる。

OECDの報告書によると2002年のフランスにおける外国人の平均失業率は約18.4%であり、通常のフランス人に比べて相対的に失業率が高くなっている。また、一度失業すると新たな雇用を見つけるのが難しい、外国人労働者の第二世代も仕事を見つけるのが困難である、失業しやすいといった側面がある。これは全般的な傾向であり、ポルトガル人の失業率はフ

フランス人の失業率より低いといった報告もあるが、一般に外国人労働者は未熟練な労働者が多く、単純労働に従事することが多い。また建設、飲食、ホテルといった景気の影響を受けやすい業種に多く従事していることから、失業に見舞われる可能性が通常のフランス人に比べて高い。

フランスでは国籍、民族による差別が固く禁止されており、外国人であるという社会的、文化的な背景や言葉の問題が考慮される特別な措置は存在しない。しかし、現実には外国人労働者の35%はフランス語の読み書きに問題があり、また今後フランスに入国する者の70%は読み書きに問題があると言われており、外国人にとってフランス人と同条件での求職は困難を極める。

INSEEのデータを用いてフランスにおける求職方法をみると、フランスでは失業者の大半が求人広告の活用、個人的なネットワーク、ANPE（職業安定所）への登録といった求職方法を実施している（第2-3-1表参照）。さらに、移民についてみると、移民失業者は移民以外に比べてANPEと個人的なネットワークに頼る傾向にあり、広告と面接を利用する者は比較的少ない。

第2-3-1表 求職方法（2002年）

(単位:%)

求職方法	全人口	移民以外	移民
求人広告	79	81	70
個人的な関係	75	75	77
ANPEでの職探し	74	74	76
雇用者への直接的アプローチ	59	59	54
求人に応じる	44	44	39
臨時労働斡旋業者への登録	37	37	36
広告の掲載	6	6	7
就職試験の受験	3	3	3
独立	3	3	3

範囲:1ヶ月以内に1つ以上の方法を開始した求職中の無職の者(PSERE)

出典: INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Édition 2005”

これらを受けて、フランス政府は外国人労働者の多い地域において、その地域の職業安定所を中心に外国人の就職活動を支援する取り組みを試験的に行っている。

以下では、外国人比率が非常に高いパリ19区にあるジュレス職業安定所での取り組みを紹介する。

2003年にジュレス職業安定所に新規に登録した外国人求職者は600人であり、これはジュレスの職業安定所に登録されている求職者の34%に当たる。このうち約半数はフランス語の読み書きに不自由な状態である。このような状況において、ジュレス職業安定所では前述のAMAEMが行っている「受入れ・統合契約」の活用により、外国人労働者の求職活動において大きな壁となっているコミュニケーションの問題を解決するための取り組みを始めてい

る。

入国したばかりの外国人労働者の場合、フランス語が話せない者が非常に多く、職業安定所の職員との意思疎通すらできない外国人求職者も少なくない。職業安定所では、労働市場に送り出すための準備として、個人の学歴、職歴、能力等を把握する必要があるが、コミュニケーションが上手くとれない状況では労働者としてのプロフィールを見極めることは非常に困難である。そこで、ジュレス職業安定所では、求職活動において通常のフランス人より障害が多い外国人労働者のためにANAEMとの連携による試験的な取り組みとしてDIDO（診断と指針情報措置）を実施している。これにより求職活動を行う外国人労働者に対してどのような方法で、どのようなルールに則り、求職情報を与えていくべきかを考察するとともに、登録者の労働者としてのプロフィール作成を進め、求人との照合を図っている。

DIDOでは、まず「受入れ・統合契約」に基づきANAEMのソーシャルエディター、ソーシャルワーカーが外国人と個別に面談し、そこから得られた情報を用いてジュレス職業安定所で当該外国人の労働者としての可能性を分析する。さらに、分析結果を基に職業安定所の職員が面談し、職歴、取得資格、能力、本国で受けた職業訓練等のより詳細な情報を追加し、労働者としてのプロフィールを完成させる。その後、端末を通してフランス全土の職業安定所の求人情報から当該外国人のプロフィールに適し、本人が希望する仕事を探し出す。適した仕事が見つからない場合には、新たな技能を身につけるための職業訓練を紹介し、労働者としての能力向上を促す。DIDOの対象となるのは、言語上の問題を抱えている外国人求職者のみであり、これらの求職者は、同時にANAEMの語学教育を受講し、フランス語力の向上も図る。

また、本人からの聞き取りに加えて、出身国で取得した資格や技能がフランス国内でどの程度有効であるかを評価するための職能評価も行う。これは、実際にそれらの技能を必要とする特定の企業で実施されることもあれば、能力評価専門の外部機関に委託する場合もある。

書類に記載する項目、作成手順については、現在、試行中であるが、労働者としてのプロフィールに加えて、社会保障制度にも活用できるように外国人労働者本人のみならず、家族の情報も追加していく方針である。

なお、この情報は当事者が労働市場でどういった適応した能力を持っているかを見極めるために活用されることから、情報の管理は原則、職業安定所で行う。

以上のような取り組みは、現在、ジュレス職業安定所のあるパリ19区で試験的に実施されているものであり、今後パリ市全体に拡大していく予定である。

（2）帰国促進政策

フランスは1974年、第三国（欧州経済圏以外）からの新規外国人労働者の受入れを一時停止した。既にフランスに居住している外国人に対しては、残留は許可されたが、そうでない

場合は速やかに帰国すべく、1976年「帰国奨励政策」として志願者全員に1万フランの奨励金を支給し本国への帰国を促すことを試みた。

その後も、フランス政府は、移住の場合の家族呼び寄せ制度と並行し、フランス国内に滞在した後、出身国への帰国を望んでいる外国人に対して様々な情報を提供し、帰国支援を行っている。とくに、モロッコ、ルーマニア、トルコ、チュニジアからの外国人労働者に対しては、帰国支援として1,500ユーロ相当の現金支給の他に解雇保障手当、失業手当に相当する金額の一時金、帰国後に起業の計画がある場合には起業の支援が行われている。

また、それ以外の国からの外国人労働者についても、フランスを離れるように勧告を受けた外国人、および、社会的に苦しい状況に置かれた外国人のために、任意の帰国援助制度を実施し、帰還の支援が行われている。

(3) 不法滞在の措置

フランス内務省によると、2004年度に国外退去処分を受けた外国人は6万4,221人であり、うち20.3%の1万3,069人に強制退去が執行され、残りの5万人強は滞在許可更新申請が却下された者である。退去勧告を受けた外国人の大半が出国しない、あるいは出国しても舞い戻ってきていると推測され、正式な滞在許可書を持たない外国人（サン・パピエ）は30万人から100万人と予想されている。

不法滞在の処罰は、最高1年の禁固および3,750ユーロの罰金、または国外退去処分の上、最高3年のフランス入国禁止となっている。

また、使用者が外国人労働者を許可されていない活動ないし地域において雇用することは禁止されており、その違反が確認された場合には最高3年の禁固と4,500ユーロの罰金が科せられる。罰金は、労働雇用職業訓練局から送付された違反調書をもとにANAEMによって徴収される。

国外退去処分の対象となった外国人に対しては、滞在許可更新申請を行ったか否かに応じて、複数の帰還援助が提供される。フランスでの滞在の後に出身国への帰還を望んでいるがその費用が足りないといった場合には、要望を検討し、条件を満たしている者には、運送費を援助している。滞在許可の更新が拒否された場合には、国籍が何であれ、特別帰還援助プログラムを享受することができ、さらに出身国での再参入契約の枠の中で、フランスで職業訓練を受けることができる。

(4) 差別に対する取り組み

フランス共和国では外国人に対しても法の下での平等が保障されており、それが厳守されるべく、2004年以降、新たに2つの法的機関が設置された。

フランス政府は、差別に対する国の高等審議機関としてHALDE（反差別・平等高等審議会：Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité）を設置した。同機関

は差別に対する国の高等審議機関であり、法またはフランスが加盟する国際協約により禁止されている直接的または間接的なあらゆる差別について管轄権限を有している。その中には、出身国、民族による区分のない平等な待遇の原則およびその実施についても示されており、フランス人であろうとなかろうと差別の訴えがある場合には審判を受けることができる。

このHALDEの下部組織として政府はCODAC（県市民権獲得委員会：Commissions départementales d'accès à la citoyenneté）の内部に、新たにCOPEC（機会均等促進・市民権委員会：commissions pour la promotion de l'égalité des chances et la citoyenneté）設置の通達を下した。COPECは出身、性別、障害、性別嗜好、もしくは特定の民族、国家、人種への実際または想定上の帰属を理由とするあらゆる差別に対する防止活動を明示している。

3. 社会保障

(1) 社会保障制度

合法の外国人労働者については、フランス人との同一処遇が原則であることから、雇用主が社会保障費を負担しており、疾病、年金、失業手当等、すべてフランス人と同等の支給対象となっている。これに対して、不法の外国人労働者の場合には、通常、社会保障の対象にはならない。しかしながら、一部の雇用主は不法就労者であっても社会保障費を負担しており、その場合には不法就労であるにも拘らず社会保障の適用対象となる。

原則、フランス本国で就労した労働者は、帰国後もフランスに残留した場合と同様に、受給年齢に達した時点でフランスでの拠出相当額を本国で受け取ることが可能であり、ANAEMで受給対象者への支援を行っている。とくに、配偶者等はフランス語ができず、個人でフランス政府への申請手続きを行うことは困難な場合であるため、ANAEMの海外拠点でフランスの給付申請に必要な書類を作成するための支援を無料で行っている。なお、出国時に一時金の形で支払うといった制度はない。

また、就労が合法的に認められている外国人であれば、フランスで失業した場合にはフランス人と同様に求職活動が可能であり、失業手当が支給されると同時に、フランスの失業給付を受けながら、3ヵ月を限度に出身国での求職活動も認められている。

(2) 住宅支援

外国人世帯の多くは、集合住宅や社会賃貸住宅等に居住している場合が多い。フランス国内で外国人人口の最も多いイル・ド・フランスの移民の住宅状況をみると、移民世帯の61.3%が賃貸住宅に居住している。さらに、HLM（公営適正家賃住宅）¹²の集合住宅に居住

12 HLMはフランス最大の社会住宅供給の担い手であるHLM組織によって提供される集合住宅である。HLM組織は国の許可を受けて、社会住宅の供給・管理を行う非営利法人で、建設住居法典に定める規制の下に置かれている。供給される住宅の家賃は、国が定める基準価格、参照価格によって上限が定められており、さらに入居できるのは、国が定める上限所得を超えない世帯に限られ、その選考には、社会住宅占有議定書に基づき、住宅困窮度が高い者が優先される。

しているケースが非常に多く、イル・ド・フランスの全世帯では賃貸住宅の居住者の24.3%がHLM居住者であるのに対して、移民では30.5%である（第2-3-2表参照）。

また出身国により住宅環境は異なり、ヨーロッパ出身者（47.5%）と東南アジア出身者（47.3%）の住宅の保有状況はイル・ド・フランスの全世帯（44.3%）より高く、とくにイタリア出身者は、フランスで生活し始めてから歴史が長いことと、建築業に就いている移民が多いことから持ち家率は63.0%と非常に高い。アフリカ出身の移民は75.9%が賃貸住宅に居住しており、さらに程度に差はあるものの約半数がHLMの集合住宅に居住している。

第2-3-2表 1999年の移民世帯の住宅保有状況と住宅の種類

（イル・ド・フランス）

	全世帯 (人)	住宅に暮らす世帯の内訳(%)				HLMの 集合住宅
		持ち家	賃借人または 転借人	無料	全体	
ヨーロッパ	362,204	47.5	45.7	6.8	100	19.6
ヨーロッパ連合15カ国	291,708	48.1	44.7	7.2	100	19.4
内 ポルトガル	143,177	43.4	46.9	9.6	100	23.3
イタリア	47,701	63.0	33.5	3.5	100	16.0
スペイン	42,051	48.6	44.7	6.7	100	23.5
ヨーロッパ連合以外	70,496	44.9	49.8	5.3	100	20.2
内 旧ユーゴスラビア	17,001	39.6	54.5	5.9	100	24.7
ポーランド	22,366	47.8	46.9	5.3	100	21.2
アフリカ	376,794	21.3	75.9	2.8	100	44.6
マグレブ	259,520	23.4	74.2	2.5	100	45.4
アルジェリア	117,235	20.5	77.3	2.1	100	50.5
モロッコ	87,991	23.0	74.2	2.7	100	44.0
チュニジア	54,294	30.1	67.2	2.7	100	36.5
その他のアフリカ諸国	117,274	16.6	79.9	3.5	100	42.8
内 マリ	10,087	10.0	87.8	2.1	100	58.3
セネガル	12,914	12.5	84.6	2.9	100	52.9
アジア	133,157	35.7	61.0	3.3	100	23.6
内 東南アジア	41,988	47.3	50.1	2.6	100	28.4
トルコ	21,431	28.5	69.5	1.9	100	33.2
アメリカ、オセアニア	393,370	28.7	66.0	5.3	100	20.5
イル・ド・フランスの全移民世帯	911,525	34.1	61.3	4.6	100	30.5
イル・ド・フランスの全世帯	4,509,623	44.3	51.1	4.6	100	24.3
フランス本国の全移民世帯	2,561,605	41.9	53.8	4.3	100	27.9

出所:INSEE“LES IMMIGRÉS EN FRANCE Editon 2005”

フランスにおける住宅保障をみると、HLMへの入居は、フランス人、外国人に関係なく住宅困窮度の高い者からという規則が適用されている。とくにフランスでは首都圏への人口集中が激しく、外国人もそこに集中しており首都圏の住宅問題が深刻化している。そのため、パリでは一般フランス人にも住宅困窮者が少なくない。入国時には単身者住宅に入居する外

国人労働者が多いが、家族の合流が増えてくると居住が困難であるため、HLMが大量に郊外都市に建設され、移民・外国人家族の住居が進み、その結果、パリ郊外のHLMへの外国人の入居比率が非常に高くなっている。

なお、1978年の政令により、家族呼び寄せの際には人数に応じた床面積のある住宅に入居していないと家族合流は認められず、2人なら25m²、それ以上の場合は1人増えるごとに9m²が加算される仕組みになっている。さらに1993年の法改定によりこの条件はさらに厳密になり、水道やトイレ、風呂、暖房など住宅設備に関する基準が追加された。しかしながら、外国人がイル・ド・フランスでこれに合致する住宅を見つけることは非常に困難であり、外国人の多くは、床面積や住宅設備の基準に満たない住宅に居住しているのが現状である。

4. 教育

(1) 外国人に対する教育

1995年までフランス政府は外国人の成人への教育に対して、原則として関与してこなかった。フランスにおける教育は国民教育省の管轄にあり、国民教育省は16歳以下の子供に対してのみ国の教育義務が発生するとの考えから、16歳以上の居住者に対しては、国の教育義務が発生しないと考えてきたためである。そのため、1995年までは外国人を対象とした教育は民間団体によるボランティアなどで行われるものに限られていた。

しかし1995年以降、政府は外国人受入れ政策を転換し、成人への教育を実施しているアソシエーションに公的助成を行うとともに、2003年以降は「受入れ・統合契約」に伴う市民教育、言語教育を推進している。

市民教育とは、当該外国人に対してフランス国民としての教育を施すことを目的とした教育であり、その内容はフランスの共和国としての共和制と非宗教主義の原則を尊重し、さらに民主主義の原則、男女同権などを外国人に認識してもらうためのものである。

言語教育はフランス語能力が十分でないと判断された場合のフランス語教育であり、受入れプラットフォームで行われるソーシャルエディター、ソーシャルワーカーとの会話、および外部教育機関による言語能力テストによって受講対象者を選別している。受講時間数は、評価結果をもとに決められ、当該外国人の言語能力レベルに応じて300～500時間のフランス語教育が実施される。

市民教育および言語教育の受講後には、市民教育講座への参加を証明する証明書、受講した語学教育のコースに応じて習得したフランス語の能力レベルを法的に認める政府発行の証明書がそれぞれ交付される。

なお、これらの教育はすべて無料で提供される。2005年には同教育のための資金として、国から約6,000万ユーロが公的な教育機関であるDPM（統合と教育のための活動基金）に委託された。DPMでは民間の教育サービス機関を対象に入札を行い、実質的な教育を行う民間の教育機関を決めている。

2005年現在、市民教育は約30ヵ所、言語教育は約60ヵ所で実施されている。実施業者、実施場所は県により異なり、市民教育と言語教育が同じ場所で行われるとは限らない。言語教育については、法令の一部に加えられる以前から独自に実施していた県、または既にフランスの居住者となっているが、フランス語教育が必要とする外国人向けの教育機関等が存在していたという経緯もあり、市民教育に比べ実施箇所が多くなっている。

(2) 子女に対する教育

出生主義によりフランス国籍を取得している外国人の子供たちは、両親の出身国の言葉や文化を家庭で受け継ぎ、一方でフランス社会のなかでフランス人として生活している。

フランスにおける外国人の子女に対する教育政策の歴史は長く、1970年代より施行されている。1970年、フランス政府は戦後のヨーロッパ以外の国々から外国人人口の増加に伴い、出身国の言語や文化が異なる生徒に対するフランス語の補習授業を組み入れるため、小学校への「入学学級」の設置を正式に決定した。この入学学級の最終目的は外国人の子供を普通学級にすみやかに統合することにある。

ついで1973年、前期中等教育に属する年齢で来仏したフランス語が話せない外国人の子供への措置として、「適応学校」（現在では「受入れ学級」に改称されている）が設けられた。フランスにおいて、教育はすべてのフランスの子供およびフランスに生活する外国人の子供の権利として法律で保障されている。よって、学校は全ての子供を差別なく受入れるべき使命を担っており、原則として、入学に際しては、外国人の子供もフランス人と同様に扱われる。しかし、子供が外国人であり、フランス語が話せず、フランスに来たばかりであり（通常、1年以下に来仏した者）、7～16歳の条件を満たす場合には、初等教育段階においては「入門学級」、中等教育段階においては「受入れ学級」でフランス語の習得を中心とした教育を受けることができる。2003年では、フランス全土に「入門学級」が1,037学級、「受入れ学級」が752学級設置されている。

その後、1970年代半ばには、同化とは逆の方向に向かい、出身国の言語や文化教育を正規のカリキュラムとして保障する施策がとられるようになる。具体的には、外国人の子供たちが出身国の言語や文化を尊重し、維持することを目的にポルトガル、イタリア、チュニジア、スペイン、モロッコ、ユーゴスラビア、トルコ、アルジェリアといった8カ国との間で異文化教育の協定が結ばれ、相手国政府から派遣された教師により、外国語教育や文化の紹介が行われた。これは帰国にあたって、現地社会に統合できる準備となるはずであったが、現実には、彼らの滞在は一時的でなく定住となりつつあるため、当初の目的は変化している。また入門学級・受入れ学級の設置を本格化する中で、移民の子どもたちに対する教師や関係者の育成が必要不可欠とされ、1975年に、教育困難地区への支援を目的に移民の子供に関する文化的背景等の情報提供を通して、移民の子供と直接ないし間接的にかかわっている教員を始め、全ての関係者に対して研修や養成を実施することを目的にCEFISEM（移民の子供の

学校教育のための養成・情報センター)が設置された。国の通達を受け各大学区総長の責任下で現在23ヶ所設置されている。CEFISEMでは、出身地の言語教育や文化教育を担当する教師への研修を行うだけでなく、教育に係わるあらゆる外部団体と協力して、フランスに入国直後の子供の就業時のカリキュラム構成や語学力判断などの助言等、独自の活動を展開している。

1980年代に入ると、移民の定住化に伴い、フランスで出生した移民第二世代、第三世代の登場により、多文化を保持するよりも現実的な社会への参加や学業の成功が重視されるようになった。1989年のジュspan法（新教育基本法）では、市民を構成するための社会的な連帯が唱えられており、これを受けて1991年にはATS（学校時間調整政策）という課外活動の奨励・促進がなされた。政策の強化地域には、移民の居住する割合が高い地域が選ばれ、学校を離れ、地位社会への積極的な参加によって市民としての認識を高め、教育への積極的な参加を目指すことが移民の第二世代、第三世代に求められている。

ジュspan法施行以降、子供たちの学業の成功が目指されるようになってからはZEP（教育優先地域）政策に配慮が見られる。社会・経済的環境の恵まれない地域における子供たちへの教育活動を強化するために1982年に開始されたこの政策の対象者の35%は移民出身というデータもあり、実質的に移民の子供との関わりが強い。

ZEPにおいてはフランス語の強化、市民教育、学校と家庭の連携を三つの大きな方針としている。一学級における定員を平均より縮小させることや、補習クラスを設置するといった体制づくりだけでなく、1991年に始まった学校外の地域活動の振興のためのATS政策がこのZEP政策のなかに組み込まれ、学校を地域社会に開放することで教育を地域全体で推し進めることが主張されている。

CEFISEMはこのZEP政策の中で重要な役目を委ねられており、教師に対する研修やZEPのための有益な情報収集のほかに、生徒を学業成功へと導く経験を持つ教師と研修者の交流、施設間の結びつきを深めるといった幅広い活動を展開している。

また2000年には、新たに発生したニューカマーならびにロマ人（ジプシー）の教育問題のために、CEFISEMがいくつかの地域でCASNAV（ニューカマーならびにロマ人の子どものための修学センター）へと改組され、彼らの社会統合を進める観点から教育問題の改善に努めている。そこでは、入門クラス、統合クラス並びにそのほかの移住者の子供の学習に関わる教員やセンター職員の再研修などを実施するとともに、各県にコーディネーターを配置し、受入れ体制を整備している。

【参考文献】

- Agence Pour le Développement des Relations Interculturelles Guide pratique de
Intégration Édition 2002,
INSEE “LES IMMIGRÉS EN FRANCE” Édition 2005
KLI “A Comparative Study on Labor Migration Management in Selected Countries” 2004
INSEE “Tableaux de l’économie française” 2005
INSEE “Les immigrés en France : une situation qui évolue” 2005
INSEE “Atlas des populations immigrées en Ile-de-France” 2004
OECD “Trends in international migration” 1994－2004年各年版
池田賢市『フランスの移民と学校教育』赤石書店、2001
経済産業省編『通商白書2003』
稲葉奈々子「『共和主義的統合』の終わりと『多分化主義』のはじまり —フランスの移
民政策」小井戸彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店、2003年
稲葉奈々子「フランスの外国人住宅事情—歴史的変遷と現在—」まち居住研究会
岡田晴彦 「ジヨスパン政権の移民政策」JETROユーロトレンド、2000.6
コリン・コバヤシ(編)『市民のアソシエーション フランスNPO法100年』大田出版、2003年
ジョリヴェ・ミュリエル著／鳥取絹子訳『移民と現代フランス』集英社新書、2003年
西山教行「移住者を取り巻く言語文化政策の現在：現在フランス社会の一局面」平成15年
度文部科学省科学研究費補助金（研究課題「移住外国人のコミュニケーションのための言
語政策に基づく共通言語教育」松岡洋子代表）、2004
本間圭一『パリの移住者・外国人：欧州統合時代の共生社会』高文研、2001
三浦信孝『現代フランスを読む』大修館書店、2002年
宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生』岩波新書（新赤版）925、岩波書店、2004年
ANAEMパンフレット、ANAEMホームページ
FASTI及びGISTIホームページ

参考 外国人労働者及びその家族に対する支援体制

外国人受入れの長い歴史をもつフランスでは、受入れ及び統合に関する諸問題に関わる組織・団体が数多く存在する。就労を目的とする外国人の受入れを停止している現在では、既にフランスに在住する外国人及び「家族呼び寄せ」の規定により入国した彼らの家族等が、継続的かつ合法的に滞在するか、そしてフランス社会に統合される¹³かどうかということが、外国人受入れ政策の柱となっている。こうした目的のもとに公的組織も多数設立されているが、就職等で差別¹⁴を受ける外国人も多く、彼らを支援する非営利組織（アソシエーション）¹⁵も数多く存在するとされる。

今回の調査では、労働組合（CFDT）のヒアリング調査も実施したが、現在、労組では「差別全体」に取り組んでおり、「外国人・移民」を対象に絞った取組みはしていないということであった。そこで、ここでは、外国人・移民の受入れや支援に携わる公的組織とアソシエーションをいくつか紹介する。

（1）公的組織

ア．DPM（人口・移民局）

人口・移民局（DPM）は、雇用連帯省の一部局である。1945年に創設された人口・社会的援助（後に社会的活動）総務局（direction générale）は、①植民②帰化③社会的援助④家族——の4つの下部局を有していた。1966年、同局は、新たに①人口動態外国人の雇用に関する規制、帰化、移民を対象とした社会的プログラムに責任を負う人口・移民局（DPM）②家族・老齢・社会的活動に関する総務局——を設立した。

DPMは、現在、①人口・人口動態・国際問題②受入れ・統合③国籍・帰化——を扱う3つの下部局をもつ。外国人・移民の差別問題については、受入れ・統合を扱う下部局が

13 統合高等評議会は、その第1回年次報告書（1992年）において、統合を以下のように定義している：統合を、参入（insertion）と同化（assimilation）との間の中間的な方法としてではなく、特別のプロセスとして理解すべきである。このプロセスにより、それぞれ異なる人々が、フランス社会に積極的に参加できるよう促し、その文化的、社会的、道徳的特殊性を受入れること、そして、全体として、真に、その多様性と複雑性を豊かにすることが重要である。統合政策の中心は、「類似と収斂（convergences）」である。その目的は、差異を否定せず、そして、差異を刺激することなく考慮することにある。それは、権利と義務の平等の中で、フランス社会を構成する様々な民族的文化的背景を持った者たちを連帯させ、各人が、その出自が何であろうと、そのルールを受入れ、その構成員となったフランス社会の中で、生きていくことができるようにするためである（統合高等評議会第1回年間報告書『フランス流の統合モデルのために（Paris, La Documentation française）』、p 146、1992年）。

14 フランス法では、刑法典225-1条において、「出自や、真のまたは推定的な、ある民族、国家、人種、あるいは一定の宗教への帰属または非帰属に基づく差別」を、制裁が課されるべき差別として定義されている。なお、EU法（2000年6月29日の指令（2000/43/CE））は、直接差別と間接差別とを区別しつつ、様々な形態の差別を明確にしている。ちなみに、直接差別は「種あるいは民族的出自を理由として、ある者が、他の者が扱われるか、扱われてきたか、あるいは扱われるであろうよりも不利に扱われるときに生じるもの」であり、間接差別は「外見上は中立的な規定、基準、または慣行が、他の者との関係で、一定の人種または民族的出自に属する者に特別の不利を引き起こす可能性のある場合に、その規定等が、正当な目的により客観的に正当化されない限りにおいて生じるもの」と定義されている。

15 アソシエーションの正確な定義は難しいが、簡単に言えば「非営利組織」と言える。なお、原語のassociationをカタカナ表記して「アソシアシオン」とする場合もある。英語圏でいう「アソシエーション」とフランスにおける「アソシアシオン」は、その形式・内容において差異があり同義とはいえないが、本稿では英語の一般名称として馴染みのある「アソシエーション」を使用する。

担当しており、①雇用、日常生活、男女間の平等（女性の権利と平等サービスとの連携による）の分野における差別対策②統合を促進するための社会的・地域的活動（受入れ、情報提供、教育、職業訓練、職業的参入に関する活動）③公役務や社会的権利へのアクセスの平等④住宅条件に関する問題⑤移民労働者の家族に関する問題全体の調査——に取り組んでいる。

DPMの監督・統制のもとには、FASILD（統合差別対策活動支援基金）、ANAEM（旧OMI）、CILUPI（移民のための住宅の省庁間委員会）がおかれ、国際的な使命を担うDPMの活動は、省という枠をこえ、これらの組織との連携によって引き継がれている。これは、省庁再編が頻繁に行われるフランスにおいてはかなり特殊なことであり、外国人・移民に関わる問題が重要な問題として捉えられていることがうかがえる。

イ．FASILD 社会参入と差別への戦いのための活動支援基金

FASILDは、社会保障法典のL.767-2条及びD767-1条によって規定された行政的な性格を持つ公的機関である。主な任務は「公的サービス」であり、雇用・連帯省と予算省の保護下にある。

取締役代表と労使代表、さらに移民たちの社会参入と差別への戦いの活動における名士たちから取締役会を構成する。地方では、社会参入と差別への戦いのための地方委員会（CRILD）が地方のプログラムや補助金の配分などを決定する。

組織の資金については、2000年12月30日の法律により、国家予算から捻出されることが決定した。2002年の予算は1億5244万8320ユーロにのぼり、FASILDは7000もの組織に出資している（アソシエーション86%、公企業4%、地方自治体7%、私企業3%）。

FASILDの前身は、1958年のオルドナンスによって創設された「移民労働者とその家族のための社会的活動基金（FAS）」である。その後、組織の地方分権化を推進した1983年のデクレ等による数度の改革を経て、2001年11月16日、FASILDに改名し、組織の任務の重点を社会参入のための支援や人種差別への戦いに移した。その背景には、外国出身の人口の流れの変化や、先代移民の長期的な定住化などにより浮上してきた様々な差別問題が存在する。

FASILDは、外国人や差別を受けている人々の社会参入を、語学修得や教育・住居に関する権利へのアクセス、人種差別と戦うプログラムなどからサポートすることを目的として活動している。

ウ．DIV（都市および都市の社会的発展のための省庁間代表（délégation））

雇用連帯（solidarité）大臣の権限のもとに置かれる使命を担う行政機関であるDIVは、1988年10月28日のデクレ（no88-1015）によって創設された。

DIVは、（調整、支援、地域活性化といったテーマごとに）様々な使命に振り分けられ

たいくつかの機関と、一般事務局及び財源センターで構成される。予算は、都市担当大臣の予算の中に組み入れられる。

活動の軸となるのは、①社会的結束（職業的参入と経済発展、雇用へのアクセスと困難を抱える地域の活性化）②公役務（教育、司法、警察）の強化と犯罪予防強化と適応③生活環境の革新（住宅の改修、空間の改善、及び居住条件の多様化）④地域住民のサポートを行う非営利組織への援助——の4つである。

エ. DIES（社会的経済に関する省庁間代表（délégation））

DIESは、連帯経済に関する国の事務局（secrétariat）を自由に使うことができる。DIESは、非営利組織（アソシエーション）、協同組合、共済組合の役割の重要性を承認するための1981年12月15日のデクレ（no81-1125）によって創設された。1998年5月のデクレは、その権限の範囲を1901年法¹⁶に属するアソシエーション全体に拡張した。

1998年9月14日の首相通達は、アソシエーションに関する政策について、各省内でDIESに代表を指名することで、その省庁間の役割を強化した。DIESには、アソシエーションを通じた生活を活性化する役割が委ねられている（県における国とアソシエーション間の関係について再定義する1999年12月22日の通達による）。

DIESは、アソシエーション、協同組合及び共済組合の発展を促進し、その社会的革新を推進する義務があり、この領域における様々な省庁の活動を調整する任を負う。全国レベル、そして、EUレベルにおいて、アソシエーションの統合を促進しつつ、そのオリジナリティを守ることで法的、財政的、税的枠組みを非営利組織に対して提供しなければならない。具体的には、①国と地方圏の間の計画契約の枠の中で、アソシエーションの参加を考慮すること②積極的な市民運動、社会的に有用な活動の創設運動、差別・排除問題への対策運動の推進③非営利組織への様々なネットワークの支援④アソシエーションの人材育成の促進——等が、DIEDの責務の大きな柱とされている。

（2）非営利組織（アソシエーション）¹⁷

ア. FASTI（移民労働者との連帯のためのアソシエーション）

移民労働者とフランス人労働者との権利の平等を訴え、1960年代に各地で始まったASTI（移民労働者との連帯のためのアソシエーション）運動が、1966年に連盟化したも

16 正式名称は、「アソシエーション契約に関する1901年7月1日法」(Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association)で、一般的に略して「1901年法」と呼ばれる。なお同法の詳細な内容については、コリン・コバヤシ編『市民のアソシエーション フランスNPO法100年』に詳しいので参照されたい。

17 アソシエーションは、1901年法により、受け取ることを認められた無償譲与の用途に関して、内務大臣あるいは県知事からの要請に基づいて、会計簿および会計書類を提出する義務を負う。また、アソシエーションの状況と会計に関する年間報告書を県知事に送付する義務も負う。さらに、権限を有する大臣の代理による施設訪問を受入れ、施設の機能に関する報告を行う義務も負う。

のである。現在、およそ60のASTIから構成され、パリに本部をおく。

当初は、外国人労働者の日常的援助、日常生活の改善、役所との諍いの解決などを主に担当してきた。しかし、1974年に公式に外国人労働者の受入れが停止され、後に強制送還の手法と留置権が公式化されたことを機に、ASTIの活動内容も変化した。現在、60ものASTIの活動内容の多様性は、現場で実現しなければならない課題の多様性に応じたものとされる。従って、地域の問題に応じて、その活動内容は、識字化を目指す授業、外国語としてのフランス語の授業、教育に関する援助、滞在と社会法の法律上の援助、社会文化活動、住居に関する支援、文化活動（料理、映画、ラジオ、祭事、コンサートなど）、移民女性への支援——など、実に多岐にわたる。

ASTI運動は歴史的に、移民とフランス人の連帯、全ての人に対する法の平等、富の分配に立脚した新たな南北関係の展開、人種差別に対する闘い——などを大きな柱としてきた。現在FASTIがモットーにしているのは、人々の通行と居住の自由である。FASTIの運動は、地方に分散して展開し、権力と責任を十分に分配し、移民の自己管理を促すような活動をし、また社会的、人種的、性に関する差別を撃退し、多文化社会を樹立することを目指している。

イ. GISTI（移民労働者への情報提供・支援グループ）

GISTIは、外国人の権利を専門とするアソシエーションであり、法律の専門家により組織される。移民の法的な権利を守るため、移民の権利を法的な見地から詳細に解説し、機関誌でテーマ別に取り上げたり、無料の法律相談を行う窓口を常設したり、権利に関する講習会を開催するなど実践的な支援もおこなっている。本拠地はパリである。

設立目的は、①外国人及び移民の法的、経済的、社会的状況に関するあらゆる情報を収集する②外国人に、その権利の行使や保護の条件について情報提供を行う③あらゆる手段を用いて、平等原理に基づいて、外国人の権利の承認や尊重の観点から、彼らの活動を支援する④直接的あるいは間接的なあらゆる形態の差別と戦うとともに、その被害者を援助する⑤往来の自由を促進する——である。

財源は、①加入者により支払われる会費および寄付（会費の額は、執行部が決定する）②公共団体からの補助金③前年度会計からの繰越金④その他の承認された財源——である。GISTIは、多くのニーズがありながらも、組織自体は非常に小さく、財政面でも困難な状況にあるのが現状である。